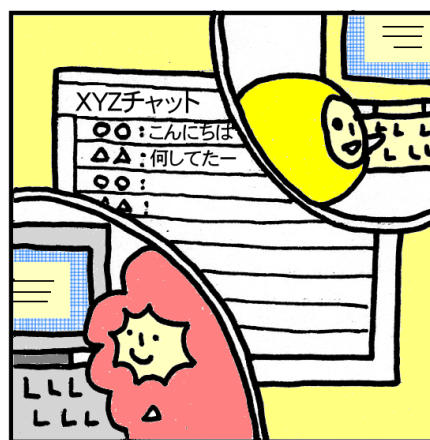


# 情報モラル

高等学校編—第1版—



岩手県立総合教育センター

学 校 名	高等学校	氏 名	
	年 組 番		

# 目次

## はじめに

<b>1 コンピュータ・携帯電話の利用</b> . . . . .	<b>2</b>
(1) コンピュータ・携帯電話を賢く使おう . . . . .	2
(2) ルールを守ってコンピュータや携帯電話を使おう . . . . .	2
(3) 安全に利用するための対策(コンピュータウイルス・スパイウェア対策) . . . . .	4
(4) 動作不良に対する適切な対応 . . . . .	4
<b>2 ネットワークの利用</b> . . . . .	<b>5</b>
(1) ID・パスワードの意味と管理 . . . . .	5
(2) ネットは匿名ではありません . . . . .	5
(3) ネットワークの通信ログについて(名前を隠してもログを見ればわかります) . . . . .	7
<b>3 インターネットの利用</b> . . . . .	<b>9</b>
(1) インターネットについて . . . . .	9
(2) 有害なWebページについて . . . . .	10
(3) 個人情報の流出 . . . . .	11
(4) ダウンロードの注意 . . . . .	13
(5) ブログ・プロフの仕組み . . . . .	14
<b>情報サイト</b> プロフ . . . . .	15
(6) インターネット利用のトラブルに関する法律と相談機関 . . . . .	20
<b>4 著作権</b> . . . . .	<b>24</b>
(1) 著作権とは何か . . . . .	24
(2) 著作者人格権 . . . . .	25
(3) 著作財産権 . . . . .	25
<b>5 掲示板・チャット</b> . . . . .	<b>29</b>
<b>情報サイト</b> 掲示板 . . . . .	29
<b>情報サイト</b> チャット . . . . .	33
<b>6 ネットショッピング・ネットオークション</b> . . . . .	<b>34</b>
<b>情報サイト</b> ワンクリック詐欺(架空請求・不当請求) . . . . .	35
<b>7 電子メール 自分の時間を大切にしよう</b> . . . . .	<b>39</b>



# はじめに

インターネットは世界中に広がっています。皆さんは、パソコンや携帯電話からインターネットを簡単に利用することができます。そこは、音楽や映像などたくさんの情報に触れることができます。また、共通の話題をもつ人達と掲示板を通じて交流を持つなど、友人関係を広げることができます。インターネットの世界は、可能性に満ちた素晴らしい世界です。

しかし、皆が好き勝手なことをすると社会が混乱するのと同じように、インターネットの世界にも守らなくてはならない「ルール」があります。

自動車を運転するには自動車免許が必要です。ルールである道路交通法や自動車の運転方法を学ばないと事故を起こすからです。インターネットの世界も同じです。ルールを守って利用しないと思わぬ事故にあってしまいます。インターネットは皆さんが思う以上に危険が潜んでいます。インターネットを利用している人達は、いい人たちばかりではありません。皆さんを利用して金儲けしてやろうと思っている人たちがいるかもしれません。加害者になる可能性だってあります。友達の顔写真を自分のブログに載せてしまって、知らないうちに他人の個人情報を公開してしまうこともあるのです。

このテキストは、皆さんがインターネットを安心して利用できるように書かれたものです。インターネットの技術は、日々進歩していますが基本的なことをこのテキストで学び、自信をもって情報社会へのドライブに出かけましょう！

## 【このテキストの利用上の注意点】

・このテキストは、主に高校生への指導を対象として構成されています。

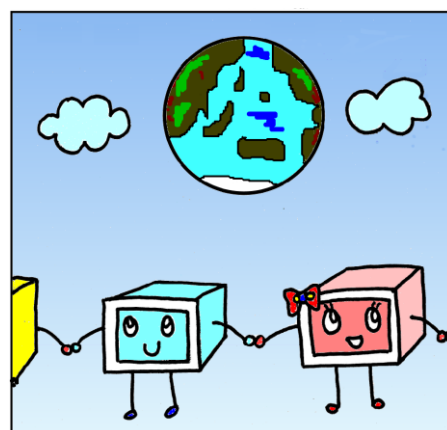
・このテキストの内容についての問い合わせは、

岩手県立総合教育センター情報教育担当までお願いします。

問い合わせ先

電話：0198-27-2254（直通）

電子メール：joho-r@center.iwate-ed.jp



## 【参考文献】

「小・中学校における情報モラルの指導の在り方に関する研究」（2004） 岩手県立総合教育センター

「体験的な学習活動を取り入れた情報モラルの指導に関する研究」（2006） 岩手県立総合教育センター

「“ネット”と上手につき合うために ver1.1」 MIAU（インターネット先進ユーザーの会）

「事例でわかる情報モラル」 実教出版株式会社

「ケーススタディ情報モラルver.3」 第一学習社



## 1. コンピュータ・携帯電話の利用

—きまりを守って、コンピュータ・携帯電話を賢く使おう—

### (1) コンピュータ・携帯電話を賢く使おう

コンピュータを使うといろいろなことが簡単にできます。皆さんは中学校までにコンピュータで絵を描いたり、写真を加工したり、それらを文書に貼り付けて案内状などを作成した経験があると思います。また、運動会の競技の得点をコンピュータに入力して一覧表で集計し、グラフを作ったこともあるでしょう。さらに、ビデオを編集したり、音楽を作成したりした人もいると思います。

コンピュータや携帯電話からインターネットに接続すれば、学習したことや興味のあることをホームページから調べたり、音楽をダウンロードしたり、遠く離れた人と掲示板やチャットで意見交換したりメールをやり取りすることもできます。家にいながら買い物やチケットの予約をすることもできます。

これから皆さんは、このように便利なコンピュータや携帯電話を学習や生活に上手に利用できるようになることが必要です。

しかし、残念ながら、便利さの影でコンピュータや携帯電話を利用した犯罪や事件も多くなっています。犯罪や事件に巻き込まれないためにも、コンピュータや携帯電話を利用するときの注意点（これを「情報モラル」といいます）をしっかりと学習して、気をつけながらコンピュータや携帯電話を利用していきますしょう。



### (2) ルールを守ってコンピュータや携帯電話を使おう

皆さんはコンピュータを学校、家庭のどちらで使うことが多いですか。携帯電話は学校の外で使うことが多いと思います。それぞれの場面でのコンピュータと携帯電話の使い方のきまりをもう一度確認しましょう。

#### ○コンピュータ利用のルール○

#### ～ 学 校 ～

学校には、情報処理室や図書室などにコンピュータが置かれています。このコンピュータは、みなさんの学習を手助けし、皆さんのコンピュータを使う技術が向上するために学校が用意しているものです。

#### 《ルール》

- ①コンピュータを保護するために
  - ・コンピュータに液体をこぼしたり、ゴミくずを落としたりしない。
  - ・コンピュータ室で飲食しない。
- ②次に利用する人が気持ちよく使えるようにするために
  - ・モニターやキーボードは元の位置に戻しておく。
  - ・机の上に消しゴムのかすを散らかさない。



## ③コンピュータをよい状態で使うために

- ・自分で作ったデータは、先生の指示にしたがって決められた場所に保存する。
- ・音楽・映像・画像などのデータを勝手にダウンロードしない。
- ・ネットワーク上に保存されている、人のデータを勝手に見たりコピーしたり、消したりしない。
- ・コンピュータのデータを勝手にコピーしたり、ソフトを入れたりしない。
- ・使っている時に、故障や問題が起きた場合は、すぐに電源を切ったりせずに先生に知らせる。

学校のコンピュータは、みんなで学習に利用するためのものです。自分勝手に設定を変更したり、乱暴に扱って壊したり、汚したりしてはいけません。次に使う人のことを考えて大切に使いましょう。

## ～ 家庭 ～

家にあるコンピュータは、**ウイルス対策ソフト**\*の導入や**フィルタリング**\*がかかっていない限り、全てのWebページに接続できます。アダルトサイト、出会い系サイト、個人情報 を不当に抜き取られるフィッシングサイト、買うつもりがないのにクリックしただけでお金を請求されるサイト、音楽ファイルをダウンロードしたらコンピュータウィルスも一緒に送りつけてくるサイトなど、多くの危険が潜んでいます。

このような**有害サイト**\*に接続してトラブルが発生した場合、一人で悩まずに家の人や学校の先生に相談してください。

## ○携帯電話利用のルール○

皆さんの多くは携帯電話を使用していると思います。インターネットに接続して、音楽をダウンロードしたり、ゲームをしたり、様々なサイトを見たりするのに携帯電話を使っている人が多いでしょう。携帯電話は、電波が通じる所ならいつでもどこでも通話やメールのやりとりができ、インターネットに接続できる機能も備えています。しかし便利な反面、使い方を誤ると、自分を窮地に追い込んでしまう場合があることを頭に入れておきましょう。

- ①校内への持ち込みや利用については、学校のルールに従う。
- ②携帯電話の利用料金について家の人と話し合う。
- ③携帯電話の契約を行う際、フィルタリング機能を利用する。
- ④携帯電話のホームページ閲覧やメールのやりとりは時間や場所を決めて利用する。
- ⑤有害サイトには注意する。

※有害サイトの特徴と対処法については、10ページで学習します。

## 用語

**ウイルス対策ソフト**……コンピュータに悪影響を及ぼすソフトウェアを、駆除するソフトのこと。  
**フィルタリング**……特定のサイトに接続しないようにすること。また、その仕組みのこと。  
**有害サイト**……利用者に不利益を及ぼすサイトのこと。

### (3) 安全に利用するための対策（コンピュータウイルス・スパイウェア対策）

コンピュータを使用していると、動きが急に遅くなったり、見たことがない画面が突然現れたり、電源が消えたり、ハードディスクのデータが全て消去されてしまったりすることがあります。このような場合、**コンピュータウイルス**に感染した可能性があります。コンピュータウイルスとは、コンピュータのプログラムに悪影響を及ぼすプログラムのことです。人を困らせようと面白半分や悪意を持って作った人が、インターネットを通じて、不特定多数のコンピュータに感染させます。

特定のサイトに誘導して、クリックした瞬間にプログラムのダウンロードが始まり、音楽や画像、フリーのソフトにウイルスを組み込み、ダウンロードしたコンピュータに感染させようとしています。また、メールに添付されてくることもあります。

**スパイウェア**は、皆さんがどのサイトにアクセスしたかなど、皆さんの個人情報を収集しようとするソフトです。これらを放置したままにすると、コンピュータが壊れたり、大切な個人情報が外部に漏れたりして大きな損害を被ります。そこで、コンピュータウイルスやスパイウェアに感染して手遅れにならないように対策をする必要があります。

- ①ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にコンピュータウイルスやスパイウェアの検索を行う。
- ②OS (Windows 7, Vista, Mac OS など)や各種ソフトウェアのアップデートを定期的に行う。
- ③いかにも怪しいサイトには、深入りしない（「閉じる」か「戻る」をクリックして次のページに進まない）。
- ④安易にフリーソフト\*などのプログラムをダウンロードしない。

#### フリーソフト

インターネット上で公開されている無償のソフトウェア。ほとんどが善意で作られ公開されている。便利なものが多いので利用する価値はある。ダウンロードする度にウイルスチェックをするように、ウイルス対策ソフトを設定する必要がある。個人の責任でダウンロードする。

### (4) 動作不良に対する適切な対応

コンピュータの設定を変更したり、間違った使い方をしたりしていると、画面の表示がおかしくなったり、動作が遅くなったりすることがあります。そのまま使い続けていると、電源が入らなくなったり、操作できなくなったりする可能性があります。

エラーメッセージが表示されたときや、「動きがおかしいな」と思った時は、すぐに、次のようなことを確認して先生や家の人などに相談しましょう。早く見つけることで、故障を防ぐことができます。

- ①どのように動きがおかしいのか、どんなエラーメッセージか
  - ・砂時計のアイコンが出て操作ができない
  - ・「印刷に失敗しました」のメッセージが出る など
- ②いつから、どのような操作をしていたときにおかしくなったか  
例)「昨日から、印刷のボタンをクリックしても『プリンタが見つかりません』とメッセージが表示されて印刷できませんでした」



## 2. ネットワークの利用

ーネットワークの基本的なルールを知ろうー

### (1) ID・パスワードの意味と管理

コンピュータの電源を入れると、画面に「ログイン」（または「ログオン」）のウィンドウが表示されます。ログインとは、「誰がこのコンピュータを使うのか」ということをコンピュータに伝えることです。アラビアンナイトの「ひらけゴマ!!」という呪文に、似ていますね。ログインは、あらかじめ使うことが許されている人につけられた名前「ユーザ名(ID)」と、その人しか知らない秘密の合いことば「パスワード」を入力します。



IDとパスワードは、コンピュータネットワークの世界で皆さんの名前と同じ働きをします。本人が利用しているかを判断する唯一の手がかりとなります。他人のID・パスワードを使って、他人のデータを消したり、本人になりすましをすることは**不正アクセス禁止法**\*等により犯罪行為として処罰されます。

### (2) ネットは匿名ではありません

インターネットや携帯サイトの掲示板は、匿名の書き込みがほとんどです。匿名であることを利用して、友達の秘密を暴露したり、悪口を言いふらしたりする人も中にはいます。さらに、芸能人の殺害予告や施設の爆破予告をして、刑事事件に発展するケースもあります。

一方、メールは送信者のメールアドレスが必ず表示されますので、匿名ではないと思うでしょう。しかし、送信者のメールアドレスを偽って、誰かになりすましてメールを送信する悪い人もいます。



©MIAU 2008

#### 用語

**不正アクセス禁止法**……不正アクセス行為の禁止等に関する法律のこと。「ID・パスワードの不正な使用」や「そのほかの攻撃手法」によってアクセス権限のないコンピュータ資源へのアクセスを行うことを犯罪として定義する法律)。

**なりすまし**……他人の名前を勝手に使って、メールを送ったり掲示板などに書き込むこと。

しかし、インターネットを経由しているわけですから、誰が送信したのか分かってしまうのです。

ネットの世界は、決して匿名ではありません。そのことを忘れないでください。



©MIAU 2008



### 「うざい。・・・」

実際にあった話です。自分のクラスの同級生全員から「うざい」というメールを送られた中学生がいたそうです。その生徒は、怖くて学校に行けなくなってしまいました。しかしよく調べてみると、実はたった1人の生徒が、クラス全員のメールアドレスを使ってメールを送っていた、というのが真相でした。

(MIAU「” ネット” と上手く付き合うために」2008)

## 悪口かくお君



©MIAU 2008



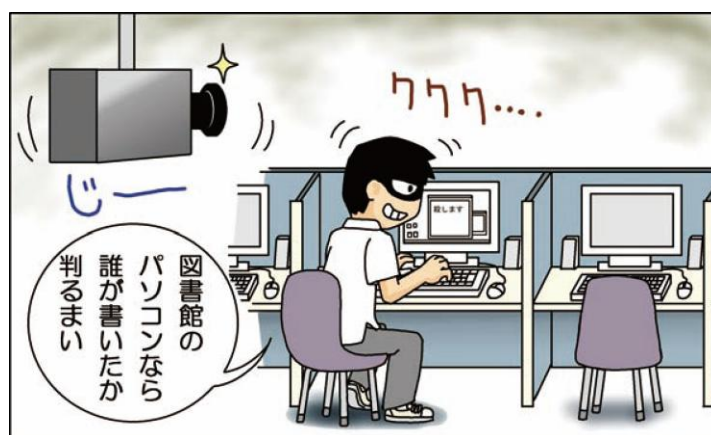
## (3) ネットワークの通信ログについて（名前を隠してもログを見ればわかります）

ネットの世界では、匿名にしたからといって誰にもバレないと思っていませんか。「匿名なら自分は安全」、「匿名なら自分が責任を問われることはない」、そう思いこんでしまうのは、大きな間違いです。ネットでは、現実の社会よりはるかに簡単に、個人を特定することができます。

みなさんがネットの掲示板を読み書きしたり、ブログやサイトを見たりすると、読み書きした先のコンピュータに、いつどこから見に来たのかという記録が残ります。この記録を**ログ**と言います。管理者がこのログを見れば、どこのコンピュータや携帯電話から書き込んだのかわかります。

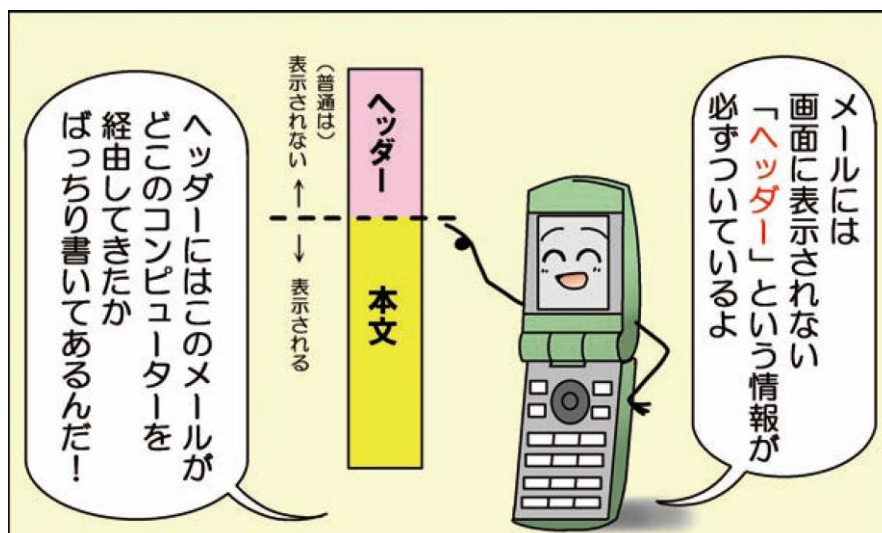
たとえ「匿名掲示板」を名乗っているサイトでも、必ずログは記録されています。こういう記録は、普通なら公開されませんが、書き込みで被害を受けた人が訴え出たり、警察からの要請があれば、掲示板の運営会社などはログを提出しなくてはなりません。これは**プロバイダ責任制限法**という法律で定められています。

多くの人が共同で使うパソコン、例えば、学校や図書館、あるいはネットカフェやパソコンから書きこめば、誰が書きこんだのか見つからないだろうと思う人もいます。しかし、こういう方法を使っても、どこからいつ書きこまれたかは、ログを見ればすぐわかってしまいます。また公共の場所やお店では、犯罪防止のために、誰が使ったのかを常に監視カメラで記録しています。携帯電話販売店のお試し用の携帯電話を使って、犯行予告のいたずらをした人がいましたが、ログの情報と監視カメラの映像を組み合わせると、次の日にはもう逮捕されたという事件がありました。



©MIAU 2008

メールの場合はさらに簡単で、どこからどんなルートを通して届いたかが、メールの**ヘッダー**といわれる部分に付け足されています。ヘッダーは、インターネットメールなら簡単に見ることができますし、携帯メールでも設定を変えたりすれば見ることができます。ひとたび問題になれば、みなさんが思っている以上に、記録からあなたを追跡して



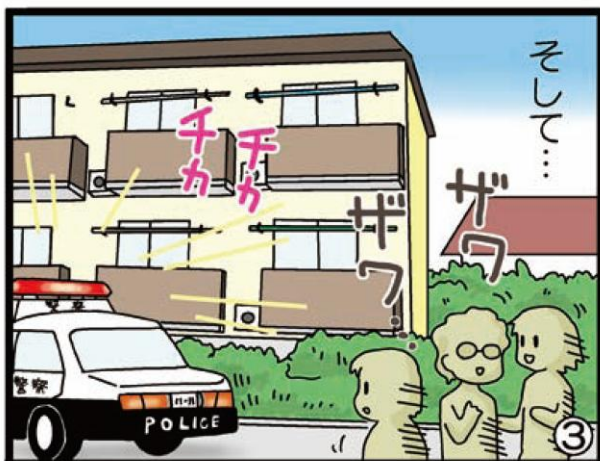
©MIAU 2008

特定するのは簡単なのです。実世界の犯罪よりも、ネット上でのはたずらの方が、記録が豊富に残っている分だけ、特定しやすいといってもよいでしょう。

携帯電話会社には、利用者が希望すれば受け取ったメールのヘッダーを表示するサービスがあります。誰がいたずらを行っているか突き止めることができるので、なりすましメールをよく受け取る人は利用してみるのもよいでしょう。

- NTT iモード宛メールにおけるヘッダ情報の提供について  
[http://www.nttdocomo.co.jp/info/spam\\_mail/measure/header/](http://www.nttdocomo.co.jp/info/spam_mail/measure/header/)
- au Eメールヘッダ情報表示機能  
[http://www.au.kddi.com/service/email/support/meiwaku/email\\_boshi/header/index.html](http://www.au.kddi.com/service/email/support/meiwaku/email_boshi/header/index.html)
- ソフトバンクモバイル Eメールヘッダ情報閲覧機能  
[http://www.softbank.jp/p\\_and\\_s/sds/header/helppasswd.html](http://www.softbank.jp/p_and_s/sds/header/helppasswd.html)

## 悪口かくお君



©MIAU 2008

※この章は、インターネット先進ユーザーの会(MIAU)が作成した情報リテラシ教育のためのテキスト「“ネット”と上手く付き合うために」(2008)を基に作成した。



### 3. インターネットの利用

#### —インターネットの利用上の注意—

#### (1) インターネットについて

##### ① 情報の信頼性とは

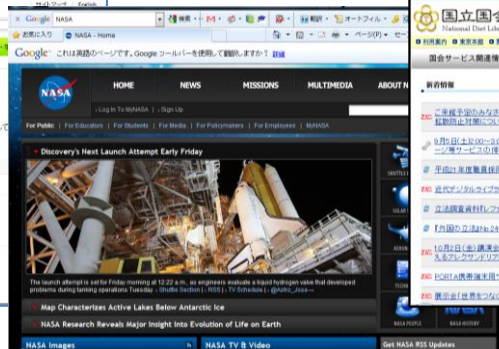
インターネットは世界中とつながっています。たくさんの人がそれぞれの目的でWebサイトを作っています。思いつきで書いている人、興味ある画像や映像を載せている個人、企業のサイト、研究所や大学のサイトなど、たくさんのサイトがインターネットで公開されています。書いている内容がうそだったりするサイトもあります。では、発信されている情報が信頼できるサイトには、どのようなものがあるのでしょうか。

一般的に、**政府、研究機関、企業、新聞社**などから発信されている**一次情報**<sup>※</sup>は信ぴょう性が高いと言われています。

政府機関の統計データや白書、研究機関の学术论文、企業の財務データなどのWebページでは信頼性の高い情報やデータが定期的に発信されています。



文部科学省



NASA



国立国会図書館

##### ② 情報の信ぴょう性とは

Webサイトの情報が正しいかといった**情報の信ぴょう性**に常に注意を払わなければなりません。インターネットの情報に、**出典**(データや文章を取ってきた場所)が示されている場合、これら出典について、可能であれば図書館などで確認する習慣をつけましょう。出典が示されていないインターネット情報をそのままレポートなどで使うのは、間違いのもとです。

例えば、ある事柄について調べたい場合、特定のサイトの情報だけでなく、他のサイトの情報を参考にしたり、書籍などの他のメディアで情報を探したりするといったように複数の情報源を比較して判断する必要があります。また、その情報発信源の立場というものを考える必要もあります。ある電化製品について調べる場合、製造元のメーカーのホームページを見ただけでは、その製品の長所しか載っていないはずで、実際の購入者の感想などが載っているサイトや個人のブログを見るのもよいでしょう。ただし、最近は製品のよい面ばかりを書き込むといった**やらせ**も多く、慎重に検討する必要があります<sup>※</sup>。

#### 用語

一次情報……一番最初に発信された元の情報のこと。  
信ぴょう性……その情報を信用してよいかどうかの度合い。



※次のような場合は要注意です。

- ・発売間もないのに、よい評価ばかり載っている。
- ・「かなりオススメです」など購入を勧めるコメントがある。
- ・常識ではあり得ない効果があったと書いてある、など。

インターネットには、様々な人が匿名で自由に書き込み編集できる「百科事典」の Wikipedia があります。これらは、用語の意味や考え方を大まかに理解するには役に立ちますが、引用する場合は必ず辞典や図書などのより信頼できる情報源から引用するようにしましょう。ネット情報の更新は早いですが、その情報の裏付けが不十分なものも多く、安易に信じてしまうのは危険です。

誰でも質問でき、回答することができる「教えて goo」「OK Wave」「Yahoo!知恵袋」「大手小町」などの質問サイトがあります。これらは、パソコンソフトの扱い方法など、すぐに役に立つものも多くあります。ただし、法律の解釈など見解が別れる場合は、いくら「ベストアンサー」と書いてあっても、解釈を鵜呑みにせずに複数の資料を調べたり、信頼のおける機関に問い合わせたりして、慎重に対処、判断する必要があります。

## (2) 有害な Web ページについて

インターネットを利用していると有害なサイトに接続することがあります。代表的なものに「18歳未満使用禁止」「成人向け」「アダルト」と書かれているものや、「グロテスク画像が載っているマニア向けサイト」などがあります。年齢を確認するボタンがあるものもありますが、これらをクリックすると、使っているコンピュータの情報が相手に送られたり、利用料金を請求する画面が表示されたりすることがあります。

有害な Web ページが表示されたら、ブラウザの「戻る」ボタンをクリックして画面とは無関係なページまで戻ってください。どうしても戻ることができないときは、「閉じる」ボタンを押して、もう一度最初からやり直します。

「はい」をクリックしてはいけません!!

「いいえ」をクリックしても、料金請求を表示して、だまそうとするページも…。

Web ページを画面を消したい場合は、「閉じる」か「戻る」をクリック!

### (3) 個人情報の流出

住所、氏名、性別、生年月日を**基本4情報**と呼びます。これらの情報を安易に公開すると、個人が特定され様々な不利益を被る可能性があります。例えば、知らない人が家に訪ねてきたり、注文していない商品が届いたり、ダイレクトメールが届いたりして、トラブルに巻き込まれる恐れがあります。

個人情報は知らないうちに外部に漏れることがあります。例えば、インターネットでよく見かける「占いサイト」。皆さんが、質問に答えて自分の情報を入力していくと、その情報はサーバと呼ばれる管理者のコンピューターに記録されます。この情報がどのように使われるのかはよくわかりません。場合によっては悪用される恐れもあります。通常はそのサイトに、個人情報の扱い方についての方針が書いてある**プライバシーポリシー(個人情報保護ポリシー・個人情報保護方針)**があります。これを確認してから利用するようにしましょう(通常はサイトの下部にあります)。プライバシーポリシーがないサイトで個人情報を入力するのは危険ですので、やめましょう。

ところで、皆さんは携帯電話に友達の電話番号やメールアドレスを何件くらい登録していますか。携帯電話を落としてしまったら、皆さんはどうしますか?携帯電話会社は、「遠隔ロック」など、携帯電話のデータを勝手に見ることができないような方法を準備しているはずですが、一度、携帯電話会社のサイトで確認してみてください。また、機種変更の際、必ず中のデータを削除してからお店に渡すなど、情報の取り扱いには十分注意しましょう。

## 情報サイト

Joho-Site 8

「占いの館」で占いを体験してみましょう。



皆さんは、占いの結果を知りたくて、個人情報をどんどん入力しませんでしたか?

実は、皆さんが入力した情報は、管理者にはこんな風に見えるのです。

【情報サイト】 Ver.8.6 管理者ページ

■占いの館 アクセスログ表示 | 管理者さんがログインしています! ■FAQ | ■HOME△ |

■「占いの館」利用アクセスログ

| 一覧表示 | 全データ削除 | 二語表示 |

ID	IP	Type	ユーザ・エージェント	氏名	生年月日	メールアドレス	TEL	相性1	相性2	利用月日	
803	10.94.252.128	Mozilla/4.0 (compatible; ...)		岩手太郎	-	-	-	-	-	2009/08/27 14:14:41	削除
804	10.94.252.128	Mozilla/4.0 (compatible; ...)		-	07/04	-	-	-	-	2009/08/27 14:15:02	削除
805	10.94.252.128	Mozilla/4.0 (compatible; ...)		-	-	iwatetarou@dakama.ne.jp	-	-	-	2009/08/27 14:15:25	削除
806	10.94.252.128	Mozilla/4.0 (compatible; ...)		-	-	-	090-1234-5678	-	-	2009/08/27 14:15:42	削除
807	10.94.252.128	Mozilla/4.0 (compatible; ...)		-	-	-	-	岩手太郎	花菱花子	2009/08/27 14:15:59	削除
808	10.94.252.128	Mozilla/4.0 (compatible; ...)		-	1992/7/4	-	-	-	-	2009/08/27 14:16:07	削除

メールアドレス	TEL
-	-
-	-
iwatetarou@dakama.ne.jp	-
-	090-1234-5678



**フィッシング詐欺**…本物そっくりにした偽のサイトに誘導して、個人情報を聞き出そうとする詐欺のこと。

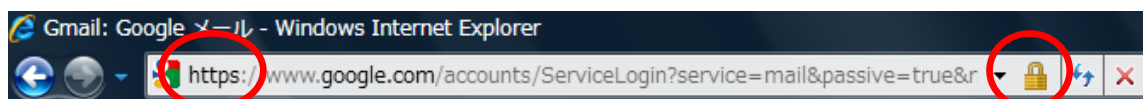
#### 【特徴】

送られてきたメールに、URLが記載されている。次のような文言などが含まれている。

- ・「アカウントの確認をお願いします」
- ・「パスワードの確認をお願いします」
- ・「お支払い方法の確認をお願いします（クレジットカード番号などを聞き出そうとする）」
- ・「宝くじに当選しました！」
- ・「緊急！ あなたの口座情報は盗まれた恐れがあります」
- ・「48 時間以内に回答いただかなければ、アカウントを閉鎖いたします」

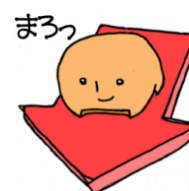
#### 【対策】

- ・ID やパスワード、クレジットカード番号をメールで聞いてくる会社はない。大切な情報は、メール記載の URL から誘導されるサイトに入力しない。
- ・怪しい会社には問い合わせをしない。〇〇銀行のような名前をかたる会社からの請求の場合は、必ず Web サイト等から**正規の(本物の)**電話番号やメールアドレスを確認し、正規の連絡先へ問い合わせをする。
- ・パソコンは、ウイルス対策ソフトや OS のアップデートを定期的に行う。
- ・アドレスバーの URL を確認する。また、ステータスバーのロックアイコンを確認する。データが暗号化されて保護される場合は、「http://」ではなく、「https://」（「s」は security を指す）」と表示される。通常の「http」の場合やロックアイコンが表示されない場合は重要なデータの入力をしない。データを暗号化する方法を「**SSL**」という。



#### 【被害にあったら】

- ① 証拠は保存する（メール、サイトの画面、URL、振り込みのレシート類の保存など、フィッシング詐欺に関わるものは全て保存しておく）
- ② 学校の先生や家の人に相談する。
- ③ 最寄りの警察署または、岩手県警サイバー犯罪対策室に通報する。



#### 用語

**アカウント**……コンピュータのネットワークにログインするための権利のこと。

**SSL**……Secure Socket Layer。インターネット上で情報を暗号化するためのプロトコル（約束事）のこと。



「フィッシングサイト」を体験してみましょう。

**【至急】 VAST からの連絡。あなたのカードが悪用されている可能性があります。**

早急に、現在使われているカードの暗証番号を変更してください。さもなければ、悪用される恐れがあります。以下のフォームで変更可能です。

<http://xxxx.xxxx.xxxx-xx.com>



左のようなメールが届きました。URLをクリックすると、右のような画面が開きました。指示されるままに、カード番号と暗証番号を入力して送信すると・・・、その情報が流出することになります。

暗証番号やパスワード、クレジットカード等の番号を、メールで問い合わせってくる会社はありません。絶対に、個人情報を安易に出してはいけません。

#### (4) ダウンロードの注意

インターネットには様々な“ワナ”が仕掛けられています。フリーのゲームをダウンロードしたらウイルスだった。そんなことがよくあります。

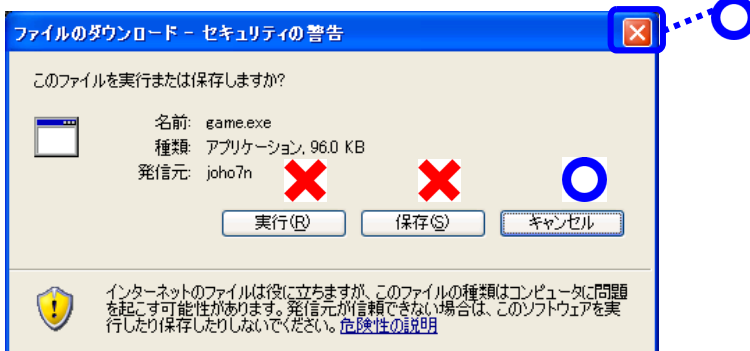


「ゲームは面白い」で、早速ダウンロードしてみると・・・。



#### 【ウイルスに感染しないために】

・意図しないダウンロードは、「キャンセル」します。



フリーの偽ウイルス対策ソフトをダウンロードさせ、ウイルスに感染させるサイトもあります

ウイルス対策ソフトを導入していない場合で、ウイルスの感染をチェックしたい場合は無料のオンラインスキャン(ノートン、トレンドマイクロなど)を利用してください。

- ・ダウンロードしてしまった場合、削除してゴミ箱に移します。
- ・もし、実行してしまった場合は、ウイルス対策ソフトで完全スキャンして検査しましょう。

## (5) ブログ・プロフのしくみ

**ブログ**とは、誰もが簡単にインターネット上で文章や画像・動画などを載せることができるサイトです。自分の考えや行動などを日記風に綴り、簡単に更新できます。芸能人の人気のあるブログなどは、一日に何回も更新されます。見た人が感想を書き込む「コメント欄」や他のブログからリンクを張られたことを通知する「トラックバック」など様々な機能があります。

コメント欄で自由に発言ができるので、ブログ作成者とコメントを記入した人でトラブルになることもあります。発言には注意が必要です。また、日記を書く気軽さで自分の身の回りの写真を載せたり、他人の秘密を書いたり、芸能人の画像や各種の記事を勝手に引用したりするなど、プライバシー侵害や著作権侵害をしているブログもあり問題となっています。



### 「ブログに友達の悪口」

A子は自分のブログを持っていた。学校での出来事を日記風の文章で毎日綴っていた。社会や学校を批判する文章を書くのが好きだった。学校での出来事も次第に友達を批判するような文章に変わっていった。一人ひとり、出席番号順に「批評」していった。もちろん匿名で書いた。しかし、クラスメイトが読めば、誰か分かる内容であった。A子は、中学生からの親友であったB子に自分のブログを教えた。

それを読んだB子は、A子に不信感を抱いた。B子の心はA子から離れていき、ついに絶交してしまった。そして、B子は同級生にA子のブログの存在を話した。一瞬に広まっていった。A子はクラスメイトの誰からも相手にされなくなった・・・。



### 「芸能人のブログに誹謗中傷」

芸能人Sのブログに殺人予告をしたり、事実無根の誹謗中傷を書きこんだとして17歳～45歳の男女18人が名誉毀損の疑いで書類送検された。







## 「プロフ」

プロフについて、詳しく学んでみましょう。みなさんは、プロフを見たことがありますか？プロフとはプロフィールサイトを略したものです。プロフィールとは皆さん自身の情報のことです。簡単に作ることができ、自己紹介をすることができます。では、どの程度まで自分の情報を書きこんでいいのでしょうか？「なっち」さんのプロフについて考えてみましょう。



■HN  
 なっち  
 ■性別  
 おなのこ♀  
 ■誕生日  
 1993.12.12  
 ■血液型  
 A型っ(まい)A型=笑  
 ■前世  
 すずめ  
 ■住んでいるところ  
 かつばの産地  
 ■職業  
 高校生だよ～  
 ■学年  
 1B43番バスケット部  
 ■メールアドレス  
 osietehakiken@dacome.ne.jp  
 ■似ている芸能人  
 家のおかんw  
 ■身長  
 155cm=泣けるよね。うん  
 ■手の長さ  
 親指がやわらかいお  
 ■趣味  
 寝てる=



### 考えてみよう

豆たん「自分のことを書かないとプロフにならないし、書き過ぎると怖いし・・・」。悩むところです。大切なことは、個人が特定されてしまう情報かどうかということです。次の書き込みをどう思いますか？

- 誕生日 1993. 12. 12
- 職業            高校生
- 学年 1B43 番バスケット部
- メールアドレス bklove931212@dacome.ne.jp
- 顔写真を載せている。

この書き込みで起る可能性のあるトラブルには、次のようなものが考えられます。

- ①学校名と出席番号を出しているので、簡単に氏名がわかる。本人になりすまして、プロフやブログを勝手に作られる。
- ②顔写真を載せているので、知らない誰かに学校の登下校に待ち伏せされる。「なっちだよね？へー、写真より可愛いね。これから、どこか・・・」。ついていくと、犯罪に巻き込まれる危険性が高い。



### 「プロフに個人情報 中3女子刺される」 暖かい春の夕暮れ5月、A県B市のとある

アパート、部活動を終えたリコ（仮名）は見知らぬ男が階段の踊り場に立っているのを見つけた。見たこともない男だった。その男はためらうことなくリコに近づいた。驚いて後ずさりしたその瞬間、男はナイフを振りかざして襲いかかってきた。リコは顔をかばいながらしゃがみこんだ。顔と腹に激しい痛みを感じた。赤い血がコンクリートの床に広がった。叫び声を聞いて近所の人々が駆けつけた。すぐに救急車が呼ばれた。男は警察に逮捕された。少女はプロフに顔写真と住所を載せていた。彼女を刺したのは36歳の無職の男だった。男は少女に恋心を抱いていた。「今日、どんなことあった？」「今日、何食べた？」こんなメールのやりとりで、男はの寂しい気持ちを紛らわせていた。しかし、次第に少女からの返事が来なくなった。男は自分が嫌われたのだと思い込み、今回の犯行に及んだという。

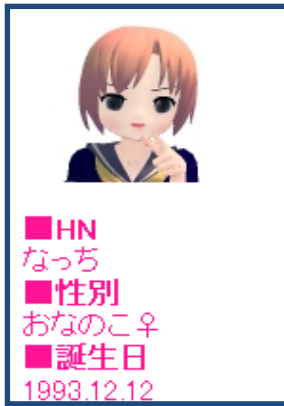
パソコン



## Hop! (仕組み編)

みなさんが携帯電話で作ったプロフィールに画像が貼ってあると、それを簡単にコピーして保存することができます。保存したものをパソコンで編集すれば、下の図のように簡単に悪用できてしまいます。

### 画像悪用の例



コピー  
→  
貼付



なつみです。  
年上の優しい男性、  
大歓迎です！

ステキな出会いがあなたを待っています。まずは、このメールに返信して、なつみちゃんの情報ゲットしよう！なつみちゃんは現役JK。見かけたら、声をかけてあげて。いいこともあるかも。

オメ  
シメ  
る  
から



最近、態度デカイ3年が多くてムカつく。  
文句ある奴、  
かかって来いやー！！

画像は、コピーして貼り付けることができます。真ん中の図は出会い系サイトに悪用されたものです。メールに張って送られることもあります。右の図は、本人になりすまして、ニセのプロフを作ったものです。まだまだ沢山考えられます。掲示板に張られて「痛いプロフ」などと嘲笑される、出会い系サイトの会員紹介で使われる、会員登録で顔写真を勝手に使われる、画像の顔の部分だけ切り取り、裸の体と合成してネット上に公開されるなど、山ほどあります。

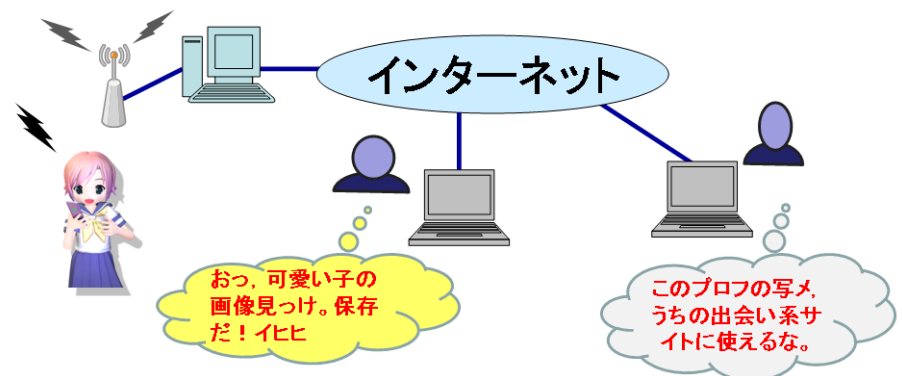


### 「プロフの画像を悪用されました」

高校生の時に自分のプロフィールを持っていました。そこに顔写真（写メ）を載せていました。クラスで流行っていたので特に悪いこととは思いませんでした。社会人になって3年後に、高校時代の友達から連絡がありました。出会い系サイトに友達と私の顔写真が載っているとのことでした。その出会い系サイトにアクセスすると、「こんなJKと付き合える！」と書かれた横に私の写メが載っていました。高校を卒業して何年も経っているのに、こんな風に悪用されるとは思いませんでした。このサイトに苦情を言おうにも問い合わせ欄がありませんし、プロフィールはすでに削除して退会しているのでどうしようもありません。私はどうしたらよいのでしょうか・・・。

1度出した情報は、**回収不可能**です。高校生の画像を集めることが趣味だという人や、とりあえず保存しておこうという人に、画像は保存されます。

また、10人のプロフィールをパソコンで見れば、見た人のそれぞれのパソコンに**テンポラリファイル**（一時ファイル）※として、10人分の画像が特定のフォルダに自動的に保存されます。



※プロフィールの画像は、それぞれのパソコンの**テンポラリファイル**に自動的に保存されます。

### 用語

**テンポラリファイル**……作業中のデータを保存する一時的なファイルのこと。ソフトウェアの作業の効率化のために用いられる。（Internet Explorerの「ツール」→「インターネットオプション」→「設定（閲覧履歴）」→「ファイルの表示」でテンポラリファイルの中身を確認することができます。）





## Step! (法律編)

プロフの写真を誰かに勝手に使われたら、みなさんはどう思うでしょうか。あまりいい気持ちはしないでしょう。

皆さんには**肖像権**という権利があります。自分の姿が写っているものを使ってよいかは、自分自身で判断できるのです。当然、他の人にも同じ権利があります。無断で撮影したり、使用したりできないのです。どうしても使用したい場合は、写っている人に**許可を得る**必要があります。また、許可を得て撮影した写真でも、利用していいかさらに許可を得る必要があります。

**肖像権**：自分の写真を無断で撮影されたり、使用されたりしない権利



### 「タイムン上等」プロフへの書き込みに激高 7人で女子生徒を暴行

「プロフ」と呼ばれる携帯電話の自己紹介サイトへの書き込みに腹を立てて暴行したとして、警視庁少年事件課は傷害の疑いで、東京都の少女（15）＝当時区立中学3年＝ら少女少女計7人を逮捕した。

調べによると少女らは同区の女子生徒（13）＝当時区立中学1年＝が、少女のプロフに「かかってこい」「タイムン上等」などと書き込んだことに立腹。昨年12月12日午後6時40分ごろ、女子生徒を区立公園に呼び出し、殴るけるの暴行を加え、頭などに全治1週間のけがを負わせた疑い。

女子生徒は区内に引っ越してきたばかりで、少女のプロフに「友達になりたい」という内容の書き込みをしたが、少女は「なぜ敬語ではないのか」と反論。女子生徒は「なめられてはいけない」と思い、ケンカを売るような書き込みをしてしまったという。

(msn 産経ニュース 2008年5月8日付)



プロフにもコメントを送ることができる機能があります。他人を誹謗中傷すると、**名誉棄損罪、侮辱罪**に問われますので、注意しましょう。詳しくは31ページの掲示板のところで勉強します。



誰もがみんな、「自分のことをわかってもらいたい、知ってもらいたい」という気持ちを持っています。

プロフを作れば、たくさんの人が見てくれて、悪口を書かれるかもしれませんが、誰かがコメントを書いたりしてくれます。学校に友達がなくても、プロフを作れば学校以外の場所で友達ができるかもしれません。

しかし、覚えておいてください。誰でもあなたのプロフを見ることができるのです。その中には、あなたをモノのように扱い、利用してやろうと考えている大人がたくさんいるのです。



## Jump! (情報社会へ)

皆さんは、次のことを学びましたね。

- 1 「氏名」「学校名」「住所」などの**個人情報**は書かない。
- 2 プロフの**画像**は簡単にコピーされて悪用される。
- 3 ネットに公開した情報は、**回収不能**。
- 4 プロフは、あなたが知らない誰か**が見ている**。
- 5 ネットで出会った人と、**絶対に会わない**。

## こんな時どうする

1. 自分のプロフィール画像が、掲示板に張られて笑い物にされている。

→ 掲示板の管理者に連絡して、削除してもらう。

2. 自分のプロフィール画像が、出会い系サイトに悪用されているのを見つけた。

→ 出会い系の業者に直接連絡するのは危険なので、最寄りの警察署の生活安全課または岩手県警察本部サイバー犯罪対策室に相談しよう。

※ 事前に書き込み内容が悪用された場合や、悪意のある書き込み内容はプリントアウト、データの保存をすることを忘れないように。

3. 見知らぬ人にストーカーされている。

→ すぐに最寄りの警察署の生活安全課に相談してください。



どうしていいか分からなくなったら、  
学校の先生に相談してください。

1. 個人情報載っている場合、すぐに掲示板の管理者は削除してくれますが、緊急を要する場合は、警察に相談しましょう。

2. 岩手県警察本部サイバー対策室

(ホームページ)「岩手県警察サイバー」で検索してみよう。メールで相談することもできます。

3. ストーカー被害は、殺人事件など深刻な犯罪につながることがあります。すぐに警察に相談してください。

## 練習問題

1. 自分がプロフィールを作るとしたら、どんな内容を書きますか。次のうちから選んでください。

- ① 友達や家族の顔が写っている画像。
- ② 自分の顔が写っている写真。
- ③ 自分の趣味や特技。
- ④ ムカつく友達のこと。
- ⑤ 異性とイチャイチャしている画像。
- ⑥ 自分が通う学校名。
- ⑦ 「死にたい」「どうなってもいい」など悩み事。
- ⑧ クラス名と出席番号
- ⑨ 自分の意見や感想。
- ⑩ タバコや酒をもっている写真。

2. 選んだ理由を答えてください。



### プロフに女子中学生の裸掲載 容疑の19歳少年逮捕

甲府署は11日、インターネットで知り合った女子中学生の裸の画像を、自己紹介サイト「プロフ」に掲載したとして、児童買春・ポルノ禁止法違反の疑いで、横浜市の専門学校生の少年（19）を逮捕した。「女の子の裸に興味があった」と容疑を認めているという。

調べでは、少年は平成19年9月から昨年2月にかけて、山梨県内の中学1年の女子生徒＝当時＝の裸の画像計二十数枚をプロフに掲載した疑い。

少年は香川県内に住んでいた19年9月、インターネットのゲームサイトで女子生徒と知り合い、携帯電話で送らせた顔写真をもとに、「出会い系サイトに顔写真を掲載されたくなければ裸の画像を送れ」と脅していたという。

(msn 産経ニュース 2009年2月14日付)



### プロフに悪口…人違いの少年に暴行 中3ら逮捕

インターネットの自己紹介サイト「プロフ」に悪口を書かれたと勘違いして、見ず知らずの中学生に暴行しけがを負わせたとして、警視庁少年事件課と野方署は傷害の疑いで、東京都新宿区の中学3年の少年（14）ら3人を逮捕した。調べでは、3人は8月28日午後5時ごろから約1時間にわたり、中野区の公園などで、同区に住む中学2年の男子生徒（14）を殴ったり首を絞めたりして、首などに軽傷を負わせた疑い。

少年は7月、自分のプロフに「うざい、死ぬ」「こっちもナイフ持ってるから」などと書き込まれているのを見て立腹。書き込みに男子生徒の名前や学校名が書かれていたため、友人ら約20人で男子生徒を探し出し、謝罪を要求した。しかし、実際に書き込みをしたのは男子生徒の同級生（14）で、男子生徒が謝らなかったため、暴行を加えたという。同級生は少年と面識はなく、たまたま見つけたプロフにいたずら半分で書き込んでいた。

(msn 産経ニュース 2008年12月4日付)



### ネット関連事件、 プロフなど「非出会い系」にシフト

自己紹介の「プロフ」など出会い系でないサイトを利用し、わいせつや児童買春事件などの被害者となった18歳未満の男女は昨年1年間に792人（994件）で、出会い系が絡む事件の724人を上回ったことが19日、警察庁のまとめで分かった。

出会い系サイト運営業者への取り締まりが強化される中、同庁は法規制のない「非出会い系」に犯罪の舞台がシフトした可能性があるとして分析。「違法行為につながる書き込みがあれば削除を要請する」としている。

「非出会い系」サイトを利用して、児童・生徒らが昨年中に巻き込まれた事件を罪種別にみると、わいせつなどの青少年保護育成条例違反が545人（648件）、児童買春・ポルノ禁止法違反が204人（299件）、強姦（ごうかん）15人（17件）、殺人未遂2人（2件）だった。

(msn 産経ニュース 2009年2月19日付)



### 「プロフで二股」高校生に集団暴行 男女6人逮捕

プロフで知り合った女性に“二股”をかけたと因縁を付け、東京都あきる野市の高校2年の少年（17）に集団で暴行を加えたとして、警視庁少年事件課と福生署は、傷害の疑いで福岡県須恵町の解体作業員（17）ら男女6人を逮捕した。

調べでは、6人は今年6月21日午後9時ごろ、あきる野市の公園などで約1時間にわたり、高校生の顔を靴やモップで殴ったり、自転車でひいたりして、重傷を負わせた疑い。

高校生は昨年3月ごろ、プロフと呼ばれる携帯電話の自己紹介サイトで、あきる野市の女子高生（17）と知り合い、メールのやりとりを始めた。しかし、女子高生が今年5月ごろ、「好みではないのに、会いたいとメールが来る」と知人の無職少年（17）に相談。無職少年が「からかってやろう」と自分の交際相手の写真で偽の女性のプロフを作って高校生に紹介したところ、高校生から「会いたい」とのメールが届いたため、「二股だ」と仲間と6人で制裁を加えることを計画したという。

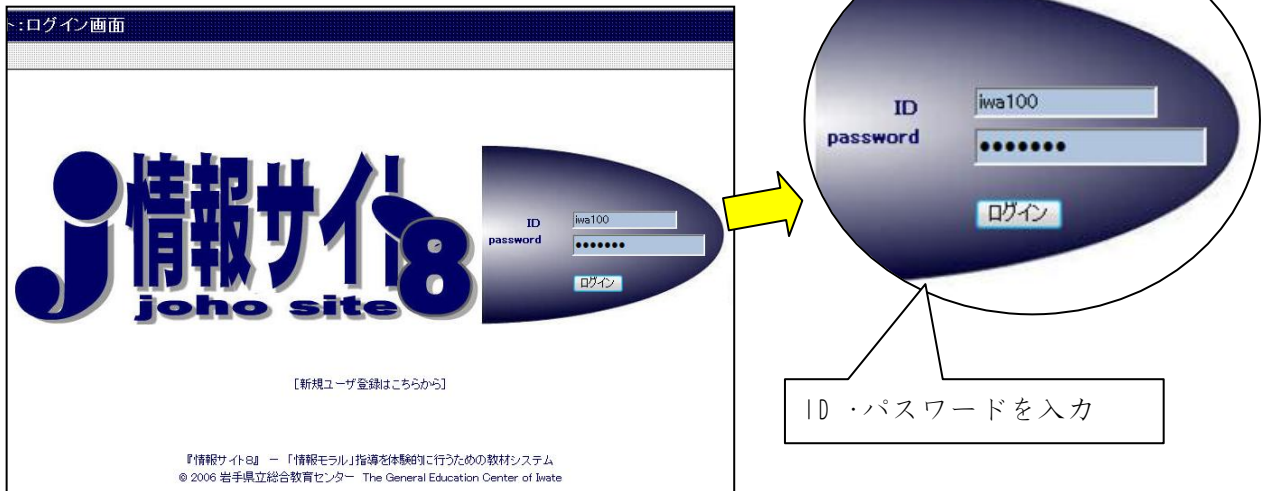
逮捕された6人は、調べに対して「やりすぎた」と反省しつつも「二股をかけた相手も悪かった」などと“放言”。被害者の高校生は「プロフにはもう懲りた。調子に乗りすぎた」と話しているという。

(msn 産経ニュース 2008年10月16日付)

## (6) インターネット利用のトラブルに関する法律と相談機関

## ① コンピュータネットワークの犯罪に関する法律

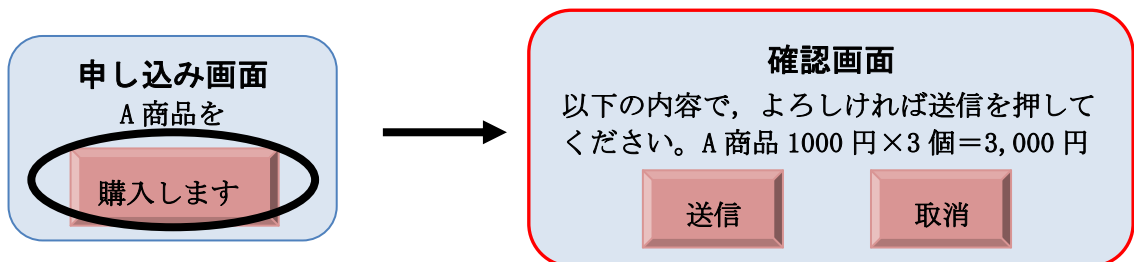
■不正アクセス行為の禁止等に関する法律…不正に入手した ID やパスワードで、特定のパソコンにアクセスした場合は違法行為となります。



■電子契約法（電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律）…

インターネットショッピングの契約について述べています。「申し込み画面」と「確認画面」の2つを、事業者が用意しなければならないなど、利用者の操作ミスを防ぐ配慮がなされています。

以下のような少なくとも2種類の画面が無ければ、契約は無効となります。

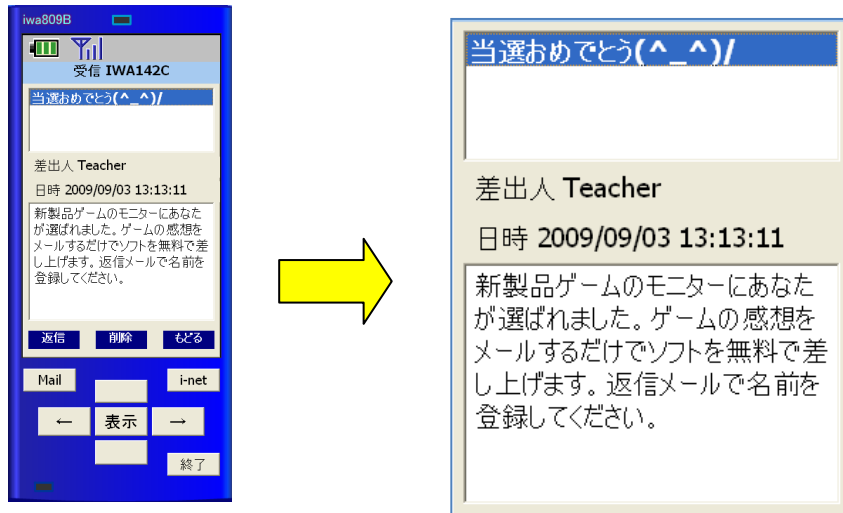


■電子計算機損壊等業務妨害罪(刑法 234 条の 2)…コンピュータにウィルスを感染させ、データを破壊したり改ざんしたりすると違法行為となります。コンピュータやデータを破壊して業務を妨害したり、コンピュータに不正な指令を与えて業務を妨害したりすると、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

■著作権法…著作物に対する保護を与える法律です。著作物とは、思想又は感情の創作的な表現であり、絵画、彫刻、建築、楽曲、詩、小説、戯曲、エッセイ、研究書などがその代表的な例です。他に、写真、映画、テレビゲームなど、新しい技術によって出現した著作物についても保護の対象として追加されてきました。授業のレポートや自分のブログやブログにこれらの著作物を利用する際には、注意が必要です。

■個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）…5000件を超える個人情報をデータベースとして所持し事業に用いている事業者は、個人情報取扱事業者とされます。この事業者が適正な方法で個人情報を取得し、その利用目的について通知し、限られた範囲で利用する等の義務を果たさなかった場合は、違法となります。

- **迷惑メール防止法**（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律）…事前の同意がない相手に対する迷惑メール（広告及び宣伝メールなど）の送信は違法となります。



- **プロバイダ責任制限法**…情報発信者の情報開示をプロバイダに請求できる権利です。掲示板等の書き込みで事件性がある場合、その書き込みをした者を特定するためにプロバイダに情報開示を求めることができます。
- **名誉棄損罪**（刑法 230 条）…公然と事実を摘示[てきし]し、人の名誉を棄損[きそん]した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役もしくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。例 掲示板での誹謗中傷など。

902 : 実名攻撃大好き K I T T Y : 2009/06/26(金) 13:03:01 ID:k0h5RJe+0  
盛岡西高 1A45 番、今回の英語のテスト、3点だった www

- **侮辱罪**（刑法 231 条）…事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留または科料に処する。例 掲示板での誹謗中傷など。

637 : 実名攻撃大好き K I T T Y : 2009/07/09(木) 20:18:15 ID:P3I1okWB  
花巻東南高アメフト部のSK、頭悪すぎ～、足短、何も良い所ない～www

- **脅迫罪**（刑法 222 条）…生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。例 掲示板での脅迫など。

666 : ファンクラブ会員番号774 : 2009/05/01(金) 20:49:22 ID:kH6G4Dfa  
〇〇〇〇の△△△△を殺します。確実に殺します。必ずやります。ご期待ください。これは犯行予告だ。

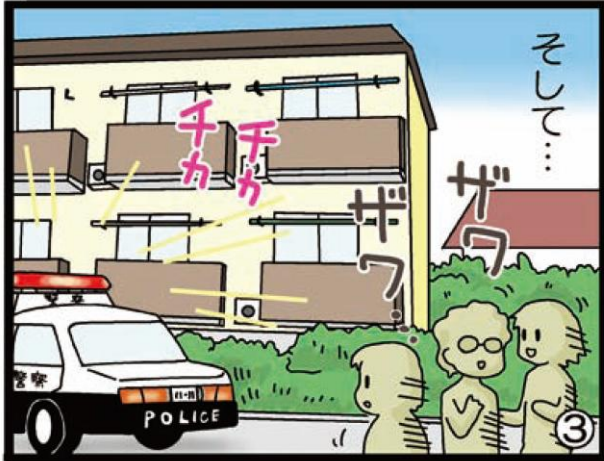
- **威力業務妨害罪**（刑法 234 条）…威力（何らかの力）を用いて人の業務（職業、継続的に行う事務・事業など）を妨害した者は、三年以下の懲役、50万円以下の罰金。例 掲示板での爆破予告など。

492 : ファンクラブ会員番号774 : 2009/04/29(水) 23:51:31 ID:3rtNcwQI  
5月5日の××××のコンサート、爆弾仕掛ける予定。みんな氏ね。



■損害賠償（民法 7091 条）・・・故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は，これによって生じた損害を賠償する責任を負う。**例**爆破予告により営業停止した場合の損害賠償など。

## 悪口かくお君



## ②主な相談機関

## ■詐欺、誹謗中傷、脅迫などのトラブルに巻き込まれたら → 最寄りの警察署に相談

・盛岡東警察署	019-606-0110	・千厩警察署	0191-51-0110
・盛岡西警察署	019-645-0110	・大船渡警察署	0192-26-0110
・岩手警察署	0195-62-0110	・遠野警察署	0198-62-0110
・紫波警察署	019-671-0110	・釜石警察署	0193-22-0110
・花巻警察署	0198-23-0110	・宮古警察署	0193-64-0110
・北上警察署	0197-61-0110	・岩泉警察署	0194-31-0110
・水沢警察署	0197-25-0110	・久慈警察署	0194-53-0110
・江刺警察署	0197-31-0110	・二戸警察署	0195-23-0110
・一関警察署	0191-21-0110		

岩手県警察サイバー犯罪対策室 019-653-0110

[e-mail] iwate-kenkei.morioka.iwate.jp

[URL] <http://www.iwate-kenkei.morioka.iwate.jp/trouble.html>

[検索ワード] 岩手県警察サイバー犯罪 ※ホームページを見ることができます。

## ■消費・生活に関するトラブルや対策方法について知りたい → 消費生活センターに相談

・岩手県立県民生活センター 0197-624-2209

[URL] [http://www.kokusen.go.jp/map/ncac\\_map03.html](http://www.kokusen.go.jp/map/ncac_map03.html)

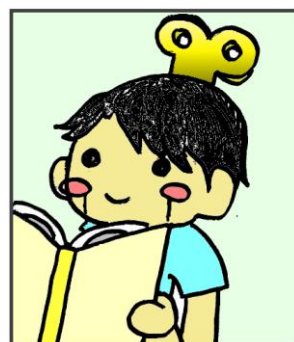
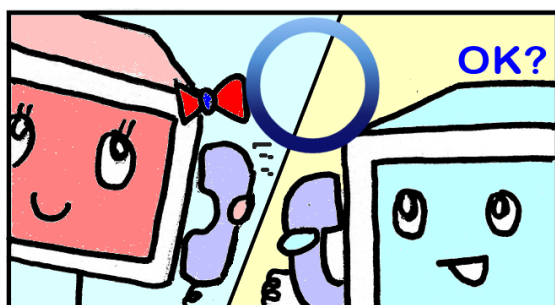
[検索ワード] 岩手県消費生活センター ※最寄りの消費生活センターを検索できます。

## ■不当請求トラブル、迷惑メール対策、国際情報提供サービスにかんするトラブル、プロバイダ責任制限法についてより詳しく知りたい場合

・東北総合通信局総合通信相談所 022-221-0610

[URL] <http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/service/index.html>

[検索ワード] 総務省東北総合通信局 ※「トラブルQ & A」を見てください。







## 4. 著作権

— 著作物の利用について学ぼう —

### ～ A君の場合～

A君は、体育祭のプラカードや看板を作る係になりました。お気に入りのアニメのキャラクターを描きたいと思っていますが、問題は無いでしょうか？

### ～ K子さんの場合～

K子さんは、文化祭の合唱コンクールで発表する歌を、人気ミュージシャンの曲から選びました。その曲の楽譜とCDをコピーして、練習のためにクラス全員に配りました。配ってもよいでしょうか？

これらのことについて、著作権の尊重の観点から学んでいきましょう。

## (1) 著作権とは何か

皆さんは、**著作権**ということばを聞いたことがありますか？著作権とは、著作者が著作物に対して持つ権利です。英語では、copyright(コピーライト)と言います。作品を作った人を**著作者**と言います。その著作者が創り出したものを**著作物**と言います。この二つは著作権という法律によって保護されています。著作物は、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」(著作権法第2条第1項)をいいます。著作物は有名人が創り出したものだけに限りません。みなさんが書いた絵や作文なども立派な著作物です。

### ●著作物の種類

言語の著作物	論文、小説、脚本、詩歌、俳句、講演など
音楽の著作物	楽曲及び楽曲を伴う歌詞
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンスなどの舞踊やパントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、まんが、書、舞台装置など(美術工芸品も含む)
建築の著作物	芸術的な建造物(設計図は図形の著作物)
地図、図形の著作物	地図と学術的な図面、図表、模型など
映画の著作物	劇場用映画、テレビ映画、ビデオソフト、ゲームソフトなど
写真の著作物	写真、グラフィックなど
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

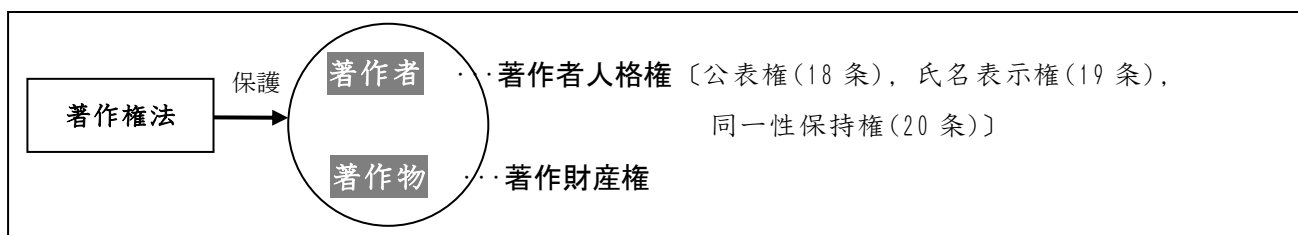
このほかに次のような著作物もあります。

二次的著作物	上表の著作物(原著作物)を翻訳、編曲、変形、翻案(映画化など)し作成したもの
編集著作物	百科事典、辞書、新聞、雑誌、詩集など
データベースの著作物	編集著作物のうち、コンピュータで検索できるもの

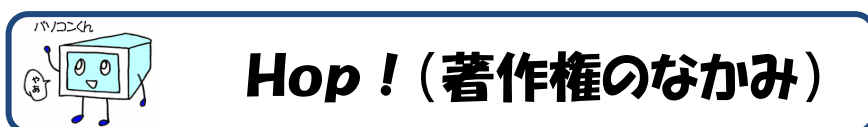
著作者の権利は、その人の考え方や行動の仕方を尊重した**著作者人格権**と、財産的な利益を保護する**著作財産権**の二つに分かれます。

## (2) 著作者人格権

著作者人格権は、三つの権利から成っています。自分の著作物を公表するかしないか、する場合、いつ、どのような方法で公表するかを決める権利（**公表権**）、著作物を公表する場合、氏名を表示するかどうかを決める権利（**氏名表示権**）、自分の著作物の内容を勝手に変えられない権利（**同一性保持権**）があります。



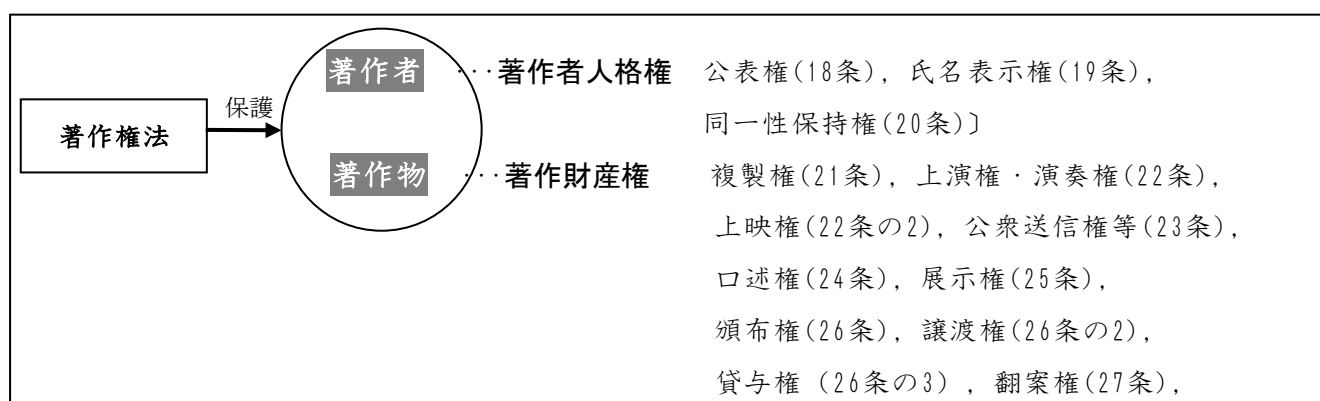
著作権法で保護される著作者の権利についてはわかりました。では、著作物を保護する著作財産権にはどのようなものがあるのでしょうか。



## Hop! (著作権のなかみ)

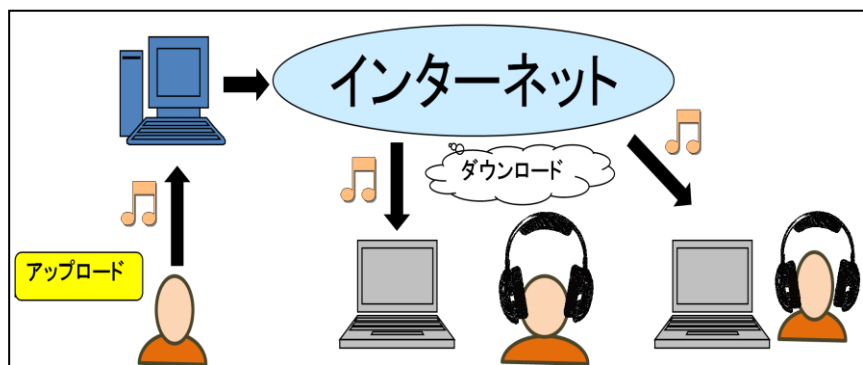
## (3) 著作財産権

著作物は、**著作財産権**によって保護されます。通常、著作権と言えば、著作財産権をさします。著作財産権には、次のようなものがあります。



一つずつ説明します。

- ア. **複製権**…著作物を複製（コピー）する権利。
  - イ. **上演権・演奏権**…著作物を公に上演したり，演奏したりする権利。
  - ウ. **上映権**…著作物を公に上映する権利。
  - エ. **公衆送信権**…著作物を，公に放送したり有線放送したり，公衆からの求めに応じて自動的に\*送信したりする権利。
- ※ たとえば，音楽データをサーバにアップロードし，不特定多数の人がダウンロードできる状態にした行為がこれに当たります。



オ. **伝達権**…公衆送信された著作物を，受信装置を使って公に伝達<sup>\*</sup>する権利。

※ たとえば，TV放送されている番組を，大型テレビ等に映し出す行為がこれにあたります。あくまでも録画などせずに番組の放送と同時にそのまま見せることができる権利です。

カ. **口述権**…著作物を朗読などの方法により口頭で公に伝える権利。

キ. **展示権**…美術の著作物と未発行の写真著作物の原作品を公に展示する権利。

ク. **頒布権**…映画の著作物の複製物を頒布（販売・貸与など）する権利。

ケ. **譲渡権**…映画以外の著作物の原作品又は複製物を公衆へ譲渡する権利。

コ. **貸与権**…映画以外の著作物の複製物を公衆へ貸与する権利。

サ. **翻案権**…著作物を翻訳，編曲，変形，翻案する権利。

シ. **二次的著作物の利用権**…自分の著作物を原作品とする二次的著作物を利用（上記の各権利に係る行為）することについて、二次的著作物の著作権者が持つものと同じ権利。



これらの著作権は譲渡や相続が可能で，国内では原則として著作者の死後50年（映画は70年）間保護されます。



## Step! (考えてみよう)

それでは，A君，K子さんの例をもう一度みてみましょう。

### ～ A君の場合～

A君は，体育祭のプラカードや看板を作る係になりました。お気に入りのアニメのキャラクターを描きたいと思っていますが，問題は無いでしょうか？



無断で行うことは，著作権財産権の一つである「複製権」の侵害にあたるので，著作権者から許可を得る必要があります。文化祭のポスターなどにアニメや漫画のキャラクターを使う場合も，著作権者に許可を得る必要があります。



### 著作権という権利を守るのはなぜ？

皆さんは，国語の時間に一生懸命に考えて書いた作文を，クラスの誰かが書き写して，自分の作文として提出したらどう思うでしょうか。また，美術の時間に描いたデザインを，クラスの誰

かが勝手にマネをして、自分の作品として発表するのを見たら、どのように感じますか。

時間をかけて苦勞して創ったのですから、とても不愉快に感じると思います。著作物は、著作者が苦勞して創ったものです。著作物によっては、多額の資金と時間をかけて作られたものがほとんどです。簡単に模倣されて出回ってしまうと、著作者の創ったオリジナルが認められなかったり、売れなくなったりして、著作者の名誉を傷つけたり経済的な損失を与えることがあります。そこで、著作者の権利を保護するために創られた法律が著作権法です。

したがって、著作権で保護された著作物を使用する場合には、著作者の利益を損なわないように、著作権者の許可を得ないと使用できません\*。

※学校などの教育機関において、必要と認められる限度内で著作物を利用することが認められる場合があります。しかし、著作物を利用する場合は、常に著作権者から許可を得る必要があると考えた方が安全です。

### ～ K子さんの場合～

K子さんは、文化祭の合唱コンクールで発表する歌を、人気ミュージシャンの曲から選びました。その曲の楽譜とCDをコピーして、練習のためにクラス全員に配りました。配ってもよいでしょうか？



著作者であるミュージシャンが持っている上演権（著作物を上演する権利）の侵害にあたります。また、楽譜とCDをコピーしているので、複製権の侵害にあたります。K子さんの場合も、A君の場合と同じように、著作権で保護された著作物を使用する場合には、著作者の利益を損なわないように、著作権者の許可を得ないと使用できません。



### 著作隣接権とは？

音楽著作物等は、著作者である作詞・作曲者とは別に、それを歌う歌手や、演奏する演奏家、編曲する編曲者など、たくさんの人々が関わっています。このような人達を、**著作隣接権者**と言い、著作者以外の人を持つ権利を**著作隣接権**と言います。

法律用語では、歌を歌う歌手や演奏する演奏家を、**実演家**と呼びます。また、その歌をCDなどにする人達を**レコード制作者**と呼びます。それらをテレビやラジオで放送する人達を**放送事業者**、有線の場合は**有線放送事業者**と呼びます。自分で作詞作曲し、自ら歌うシンガーソングライターは、著作者であると同時に隣接著作権者（実演家）でもあります。様々な人が著作物に関わっているため、それぞれの隣接著作権を保護する必要性が生じるのです。



## Jump! (情報社会へ)

皆さんは、次のことを学びましたね。

- 1 著作物の多くは、お金と時間をかけて創られている
- 2 著作者に無断で、その著作物を使用してはいけない
- 3 著作物を使用する場合は、著作者の権利を侵害しないために、著作者に許可を得る

人が動けば、お金も動きます。人が創り出したものは、無料で手にいれることはできないと考えましょう



### 「デジタル万引き」

書店の万引き被害は深刻で、全国の書店で年間192億円分の本が万引の被害にあっています（「書店万引き調査等結果概要」日本出版インフラセンター、2008）。本は利幅（もうけの幅）が少なく、1冊の本が万引きされると、その損失を取り戻すのに、10冊の本を売らないと元をとれないそうです。

皆さんは、こんな経験はありませんか？書店に行って、雑誌を立ち読みしていて、気になる記事を見つけました。でも、この記事だけに興味がある。この雑誌を買おうかどうか迷う……。

ここで悪い事を考える人達があります。ケータイのカメラで、雑誌の記事を撮って、家でゆっくり読もうと考える人達です。この行為は、本来、買わなければならない本を、カメラで撮り、画像のデータを保存して持ち帰るわけですから、万引きと同じと見なされます。雑誌の記事も立派な著作物ですから。この行為を「デジタル万引き」といいます。

デジタル万引きをされると、本を買ってくれる人が減るわけですから、書店の売上が減っていくのです。



## 5. 掲示板・チャット

—見知らぬ人との意見交換には、気をつけよう—



## 掲示板

皆さんは、インターネットの**掲示板**を利用したことがありますか。掲示板は、見知らぬ人と情報交換ができる便利な場所です。しかし、自由に書き込みができて、思いがけない問題が起こります。右の書き込みを読んでください。



### 考えてみよう

何かいやな気分になりませんでしたか？  
どこが問題なのか一緒に見ていきましょう。

- 123 : **学校自慢** : 2009/12/03(木) 23:22 ID:kH6G4Dfa  
開かずに教室があります。
- 124 : **名無しさん** : 2009/12/04(金) 11:30 ID:93jd3d4h38  
うちなんで、開かずに生徒昇降口ある
- 125 : **子リス** : 2009/12/04(金) 13:14 ID:+3d9gf8\*d4  
バスケット部に身長2mの男子いる
- 126 : **モーニング息子** : 2009/12/04(金) 18:08 ID:l2j3f1dgn?  
デカッ！
- 127 : **スカウト万2世** : 2009/12/04(金) 23:00 ID:+09iojdg42  
I. Hだろ？
- 128 : **子リス** : 2009/12/06(土) 10:00 ID:k38f3d3d4\*  
この前の数学のテスト、あいつ6点だったw  
クラスで一番バカ...w
- 129 : **夜神金星** : 2009/12/06(土) 13:47 ID:l3n4%pi&  
子リスって、~~///~~高校の~~///~~だろ。  
おまえ、明日殺す。
- 130 : **名無しさん** : 2009/12/08(火) 19:05 ID:%5d2+ff3  
通報しマスタ

まず身長が2mの生徒はそんなにいませんよね。バスケットボール部の生徒なら大会で見たことがある①「あの生徒」だとわかってしまうでしょう。さらに、②数学のテストが6点だと暴露したり、③クラスで1番バカだと言ったり、極め付けに④I.H だろ？と念を押しています。もし、あなたがこんなことを書かれたら、どう思うでしょうか。

怒った〈夜神金星〉が、2mの彼の秘密をばらした〈子リス〉の⑤学校名と氏名を公開し、「⑥おまえ、明日殺す」と脅かしています。〈子リス〉は、本当にびっくりしたでしょう。

では、この掲示板に書き込みをした人たちは、本当に匿名のままなののでしょうか？誰が書いたのか分からないのでしょうか？

①～⑥の番号が付いた文は、31ページで説明します。次のページでは、掲示板に書き込んだ情報がどのように伝わっていくのか、その仕組みを見てみましょう。

こんな  
例も



### 「爆笑問題 太田さん殺害予告」

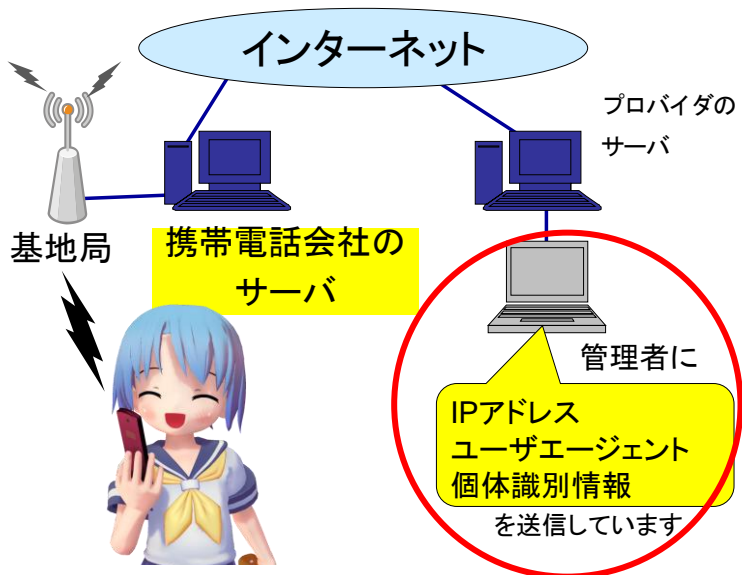
警視庁は26日、人気お笑いコンビ「爆笑問題」の太田光さんの殺害予告をインターネット掲示板に書き込んだとして、埼玉県上尾市の32歳無職男を脅迫の疑いで逮捕した。調べに対し男は「冗談のつもりでやった」などと供述しているという。

警視庁によると、男は今年8月午後0時58分、自宅のPCからネット掲示板に、「爆笑問題の太田光を殺します。確実に殺します。必ずやります。包丁で刺し殺します。ご期待ください。これは犯行予告だ」などと書き込んだ。警視庁に同日、一般の人から通報があったため、捜査を開始。太田さんの生命などに危害を加えると告知し脅迫した疑いで、男を26日午後2時25分に逮捕した。調べに対し男は、「いたずら目的で本気ではなかった。冗談のつもりでやった」という趣旨の供述を行っているという。(マイコミジャーナル7月27日付)



# Hop! (仕組み編)

実は、ネットワーク管理者は、誰がどんな書き込みをしたか、特定することができます。みなさんの発言は記録されていて、IPアドレスなどから個人を特定することも可能です。



上の図を見てください。女の子が携帯電話で掲示板に書き込んだ内容は電波となって、近くの基地局に送信されます。その情報が携帯電話会社のサーバに送られます。世界中に張りめぐらされたインターネット回線を通じて、掲示板を設置している会社のサーバにIPアドレス・ユーザエージェント・個別識別情報などの情報も書き込んだ内容と一緒に伝わります。

IPアドレスとは、ネットワークに接続された携帯電話やコンピュータに割り振られた「固有の番号」のことです。右の例のように数値で表された情報です。違った番号が振られているので、誰のものかわかってしまいます。先ほどの掲示板の書き込みも、下のよう

## ■「IPアドレス」の例

- docomo  
210.153.84.0 ~ 255  
210.153.86.0 ~ 255  
210.136.161.0 ~ 255
- au  
210.169.40.0 ~ 255  
210.196.3.192 ~ 255  
210.196.5.192 ~ 255  
210.230.128.0 ~ 255
- SoftBank  
123.108.236.0 ~ 255  
123.108.237.0 ~ 31  
202.179.204.0 ~ 255  
202.253.96.224 ~ 255

■『ユーザーエージェント』は、Web ページを表示させるときに送信される「機種

## ■「ユーザーエージェント」の例

ドコモ FOMA 機種名

↓ ↓ ↓

DoCoMo/2.0 N906iL  
(c100;TB;W24H16;  
ser 457010310975220)

↑

個別識別情報

NO	IP アドレス	氏名	アクセス時間	メッセージ
123	10.94.251.36	学校自慢	2009/12/03:23:22	開かずの教室があります。
124	10.94.251.37	名無しさん	2009/12/04:11:30	うちなんて、開かずの生徒昇降口あるw
125	10.94.251.40	子リス	2009/12/04:13:14	バスケ部に身長2mの男子いる
126	10.94.251.36	モーニング息子	2009/12/04:18:08	デカっ!
127	10.94.251.38	スカウト万2世	2009/12/04:23:00	I. H だろ?
128	10.94.251.40	子リス	2009/12/06:10:00	この前の数学のテスト、あいつ6点だったwクラスで一番・・・w
129	10.94.251.43	八神金星	2009/12/06:13:47	子リスって、 <del>女子</del> 高校の <del>女子</del> だ。おまえ、明日殺す
130	10.94.251.21	名無しさん	2009/12/08:19:05	通報しマスタ

このようにネットワークの管理者にはIPアドレスがわかります。何か犯罪が起れば、警察はこれをもとにプロバイダーや携帯電話会社と連絡を取り、個人を特定することができるのです。掲示板の書き込みは決して匿名ではないのです。掲示板への書き込みは、テレビやラジオで話をするのと同じだと思ってください。

では次に、この書き込みをした人たちは、どんな法律に違反するのか調べてみましょう。

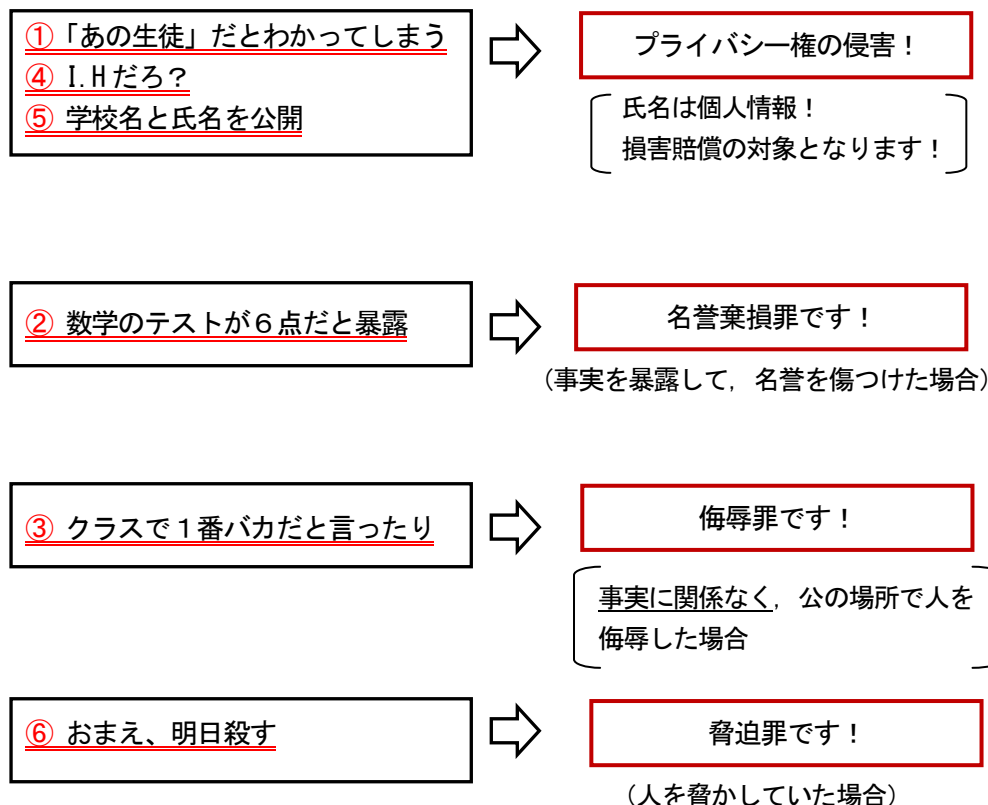
**用語** サーバ……ネットワークでつながっているコンピュータ（クライアントコンピュータ）に、蓄積しているデータやプログラムを提供するコンピュータのこと。






## Step! (法律編)

29ページの「考えてみよう」で書き込みに番号を振りました。  
 実は、この部分が法律に触れる可能性があるのです。  
 では、どんな法律に触れるのでしょうか？



以上のように、携帯電話やパソコンでたった数行の文章を打ち込んで「送信」を  
 ただけで、「犯罪者」となってしまうのです。  
 面白半分で、自分の学校を爆破すると予告した高校生もいます。



**「ネット掲示板に爆破予告した高校生」 威力業務妨害**

インターネット掲示板に自分が通う高校の爆破を予告する書き込みをしたとして、県警生活環境課などは1日、威力業務妨害容疑で、沼津市の県立高校1年の男子生徒（15）を静岡地検沼津支部に書類送検した。

調べによると、男子生徒は6月20日午後8時15分ごろ、自宅のパソコンから県東部の同校ホームページの掲示板に「爆薬をしかけた。今月中に爆発させる」と書き込み、業務を妨害した疑い。男子生徒は調べに「爆破予告をすれば学校が休みになると思った」と話しているという。

(MSN 産経ニュース 2008年8月2日付)

### ■基本4情報

氏名、住所、性別、生年月日を基本4情報といいます。

### ■プライバシー権

個人の私生活をみだりに公開されない権利をいいます。

### ■損害賠償（民法709条）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

### ■名誉棄損罪（刑法230条）

公然と事実を摘示〔てきし〕し、人の名誉を棄損〔きそん〕した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役もしくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

### ■侮辱罪（刑法231条）

事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留または料科に処する。

### ■脅迫罪（刑法222条）

生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

### ■威力業務妨害罪（刑法234条）

威力（何らかの力）を用いて人の業務（職業、継続的に行う事務・事業など）を妨害した者は、3年以下の懲役、50万円以下の罰金。

### 【犯罪を犯してしまった場合、どのように扱われるか】

このテキストの46ページ（[資料1]）を見てください。法律に反する行動をとると、警察から事情を聞かれます。内容に応じて検察庁に書類を送られ（書類送検され）、家庭裁判所で処分が決まります。ただし、凶悪な事件については、検察官に逆送致され、地方裁判所に起訴され、大人と同じように刑事事件として扱われます。

### 用語

**肖像権**……自分が写っている画像等を、勝手に使用されない権利。  
**なりすまし**……他人の名前を勝手に使って、メールを送ったり掲示板などに書き込むこと。



## Jump! (情報社会へ)

掲示板の書き込みについては、IPアドレスなどによって、個人が特定されてしまうことを勉強しました。また、掲示板に個人情報を書き込んだり、他人を誹謗中傷（悪口）したりすると法律に触れる可能性があることも勉強しました。



### 自分の行動に責任を取ること

法律に触れるような書き込みをして「犯罪者」になると、被害者に多大な迷惑をかけるのはもちろん、自分自身も刑罰を受けることとなります。場合によっては、学校に残ることができなくなるかもしれません。後で後悔しないように、「こんなことをしたら、どうになってしまうのか」ということを冷静に考えて行動しましょう。

さて、実際にトラブルにあってしまったら、どうするかを見てみましょう。

### こんな時どうする

#### 1. 個人情報(自分・家族・友人など)、誹謗中傷(悪口など)が、掲示板に書かれているのを見つけた。

→ 掲示板の管理者に連絡(掲載停止依頼、削除依頼)する。

#### 2. 掲示板の管理者から反応がなかったり、緊急時の場合

→ または、最寄りの警察署の生活安全課または岩手県警察本部サイバー犯罪対策室に相談しよう。

※ 事前に書き込み内容のプリントアウト、データの保存をすることを忘れないように。

#### 3. 掲示板(プロフ)で知り合いになり、休日に会う約束をしてしまった。

→ 絶対に会ってはいけません。あなたが考えているような人が来るとは限りません。また、あなたの知らない誰かが一緒に来て、あなたを連れ回したり、乱暴したりする可能性があります。

1. 個人情報が載っている場合、すぐに掲示板の管理者は削除してくれますが、緊急を要する場合は、警察に相談しましょう。

2. 岩手県警察本部サイバー対策室(ホームページ)「岩手県警察サイバー」で検索してみよう。メールで相談することもできます。

3. 怖い思いをしている生徒がたくさんいます。成人して本当に好きな人ができた後に、後悔しないように自分を大切にしましょう。

### 練習問題

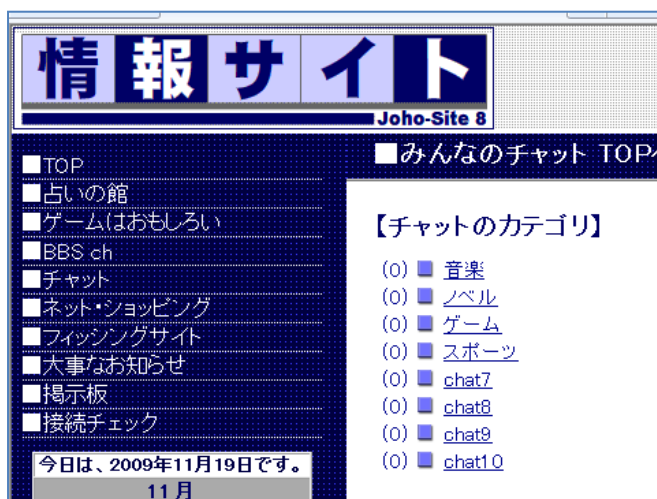
次の文章が正しいければ○を、間違っていれば×を、文章の終わりの( )に入れなさい。

- (1) 高校生の掲示板は、性別や年齢でウソをつく人はほとんどいないので信じる。( )
- (2) 掲示板への書き込みは、携帯電話からでも個人を特定することができる。( )
- (3) 事実であれば、どんなことでも掲示板に書き込んで広めても、問題はない。( )
- (4) 一度公開された情報は、情報を削除してもネット上から完全に消去することができない。( )
- (5) 法律違反をしても、高校生は未成年なので、責任を問われることはない。( )
- (6) 携帯電話番号やメールアドレスは個人情報だが、「基本4情報」ではないので、掲示板に書き込んだ。( )
- (7) 「東京タワーをミサイルで攻撃する」と掲示板に書き込んだ。威力業務妨害に問われる可能性がある。( )

## 5. 掲示板・チャット



情報サイトの「チャット」を体験してみましょう。



掲示板は、比較的長文で考えや感じたことを書き込み、いつ見に来るかわからない人の書き込みを気長に待つものです。チャットは、チャットルームにログインしてメンバー同士で文字を入力し、会話することができます。

「掲示板」と「チャット」の大きな違いは、

- ・ 掲示板は、即時的(リアルタイム)ではない。すぐに返事が来ることを期待して書き込まない。
- ・ チャットは、即時的(リアルタイム)である。すぐに返事が来ることを期待して書き込む。

という点です。

書き込みにあたっての注意点は、掲示板への書き込みと同様に、個人情報を出したり、他人を誹謗中傷したりすると、犯罪の当事者になる恐れがあります。

チャットは、普通の会話のようにやりとりができます。相手からのコメントが表示されたら、なるべく相手を待たせないようにコメントを返そうと急いで書き込む人も多いでしょう。書き込む前に、「こんなことを書いても大丈夫か?」と、もう一度考えてください。インターネット上で行った発言は、警察が介入すれば誰が書いたか簡単に特定されます。その時、あなたは発言内容に見合った「責任」を追わされることになります。



## Step! (法律編)

チャットで、友だちの個人情報について書き込んだり、悪口を書き込んだりすると、どういう法律に問われるでしょうか?

・ 誰かの個人情報を、書き込むと



プライバシー権の侵害!  
損害賠償の対象となります!  
名誉棄損罪となります!

詳しくは、31 ページを見てください

・ 誰かの悪口を言ったり、脅かしたりすると



公の場所で人を侮辱すると  
侮辱罪や脅迫罪です!



## Jump! (情報社会へ)

チャットで親しくなった人は、あなたが考えている人とは限りません。安易に会う約束などをしないようにしましょう。学校名・クラス・部活名などを出しても個人が特定されて、ストーカー被害にあうかもしれません。また、ネットの書き込みは匿名ではありません。人の悪口を書いて、法的な責任を問われることがないようにしましょう。



## 6. ネットショッピング・ネットオークション

—間違いのない買い物をしよう—

皆さんは、インターネットを使って、買い物をしたことがありますか？インターネット上には、たくさんのネットショップやバーチャルモール（仮想商店街）が、本、食べ物、さらには家や車までを販売しています。近くの店では買えないものが手に入るの、とても便利です。また、ネットオークションは、欲しいものを市価よりも安く手に入れることができたり、販売が終了したものを手に入れたりすることができます。どちらの場合も、実際に手で触って商品を見ることができないので、お金を支払っても実際に商品を手に入れるまで不安を感じます。ネットショッピングとネットオークションを利用する場合の注意点を書いておきます。

### ネットショッピング

- ・信用と実績のあるショッピングサイトを選ぶ。  
（店の評価がある場合、その評価コメントを見る。同じような評価が並んでいたり、過剰に褒めている評価は鵜呑みにできない。）
- ・事前に支払うのではなく、商品を受け取ってから支払う「代引き決済」を選択するのが一般的。
- ・個人情報を入力する画面が「SSL」\*1で暗号化された安全な画面であることを確認する。
- ・メールで送られて来る買い物の記録を保存しておく。
- ・プライバシーポリシー\*2を確認する

### ネットオークション

- ・オークション、出品者に対する評価コメントを参照する。トラブルが多い出品者からは購入しない。
- ・異常に安いものは疑う。（「オークショントラブル」で検索してみよう）
- ・商品が届いてからお金を支払う「代引き決済」やオークションサイト独自に行っている安全な支払い方法を確認する。  
※例えば、Yahoo オークションでは、安全に取引するポイントを「確認しよう！7つのポイント」として示している。
  - 1 出品の説明をよく読みましたか？
  - 2 出品者の評価を確認しましたか？
  - 3 落札後に出品者が誰であるかを確認しましたか？
  - 4 相手の名前をYahoo!JAPANの検索を使って調べてみましたか？
  - 5 振込先がトラブル口座リストに掲載されていませんか？
  - 6 振込先の名称を確認しましたか？
  - 7 ほかの落札者から評価が付いているか確認しましたか？

※1 SSL (Secure Socket Layer) の略。情報を暗号化している通信技術のことです。SSLで暗号化されたサイトかどうかは、次の2点を確認してください。

- ①暗号化されていれば、アドレスが、「https://」となっている。暗号化されていないと、「http://」となっており、sがありません。
- ②アドレスバー右側に、カギのマークがあります。



※2 プライバシーポリシーは、「個人情報保護ポリシー」、「個人情報保護方針」のことです。その店が、皆さんの個人情報をどう扱うかを定めたものです（通常はサイトの下部にあります）。プライバシーポリシーがないサイトで個人情報を入力するのは危険ですので、やめましょう。

インターネットショッピングでは、「この商品を買います」と口頭では言えません。その代わりに、「この商品を購入する」というボタンをクリックして、買い物をします。  
インターネット上でボタンを押すことは、覚悟がいることなのです・・・。



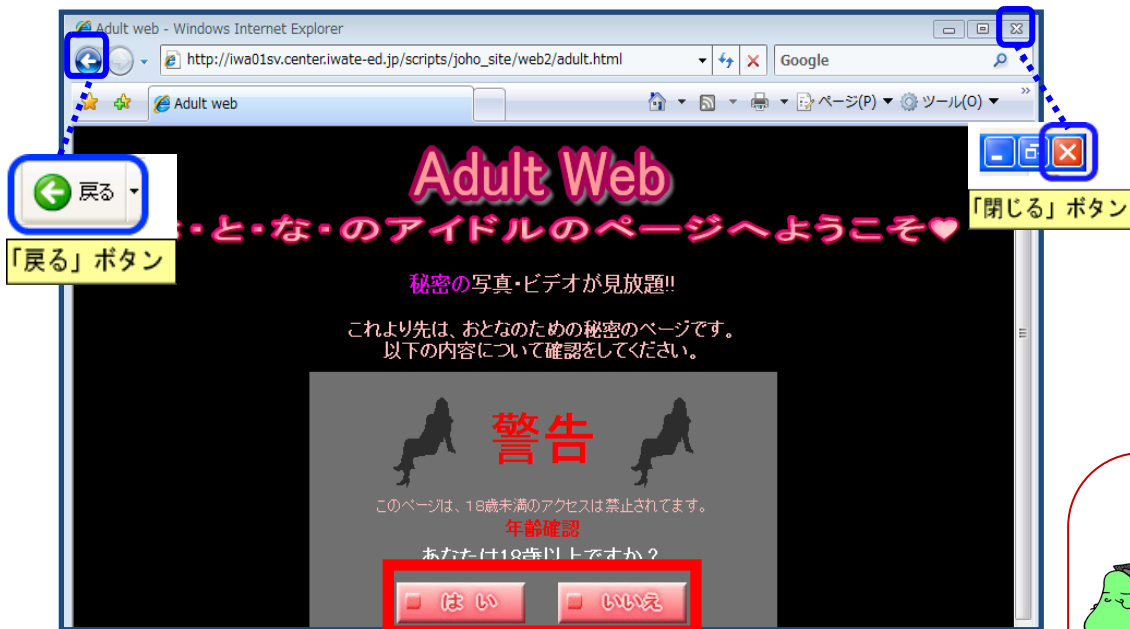
## 情報サイト ワンクリック詐欺 (架空請求・不当請求)

皆さんの中には着メロをダウンロードしたり、無料の懸賞サイトや占いサイトを利用している人も多いと思います。そこに貼ってある画像や文字をクリックしたら、アダルトサイトや出会い系サイトにつながってしまったという経験がある人もいるでしょう。また迷惑メールに貼ってあるURLをクリックしたら、アダルトサイトにつながったという人もいると思います。

アダルトサイトや出会い系サイトにつながったら

【携帯電話、ゲーム機の場合】  
電源ボタンを押すなどして、接続を切る

【パソコンの場合】  
「戻る」ボタンか「閉じる」ボタンを押して、サイトを閉じる。



(「情報サイト」大事なお知らせ)

**ご利用期間「60日間」  
ご利用料金「¥24,000」**

画像の表示

**【ご登録情報】**

ご登録日時 2009/06/01 10:33:11  
 あなたのIPアドレス **10.94.252.105**  
 ご利用のパソコン(利用OS) Microsoft Windows  
 ご利用のプロバイダー XXXX  
 ホスト情報 XXXXXXXXXX.XXXXX.ne.jp

### 考えてみよう



皆さんが高校に入学したばかりの1年生で、教室で弁当を食べていたとします。

先輩がやって来て、「ねえ君、記念に名前をここに書いてくれないか？」と話しかけてきました。何だか優しいような笑顔につられて、「わかりました」とつい名前を書いてしまいました。次の日、廊下で会った先輩から「やあ、〇〇くん、今日から柔道部だからね。放課後の練習待ってるからさ」と言われてしまいました。驚いて茫然としていると「練習に来ないと、1か月道場掃除だからな！」と念を押されてしまいました。

インターネット上でも似たようなことが起っています。「あなたは18歳以上ですか？」という質問に「YES」、「NO」で答えただけで、会員登録をされたり、利用料金を請求されてしまう場合があります。

どうやって対処すればいいのでしょうか？まずは、請求の手口を見ていきましょう。

### 用語

IPアドレス……ネットワークに接続された携帯電話やコンピュータに割り振られた「固有の番号」のことです。  
 ホスト情報……IPアドレスをわかりやすくローマ字表記したものです。



パソコン **Hop! (仕組み編)**

ある日、迷惑メールが届きました。

[件名]新しい出会い！  
[本文]  
あなただけに素敵な  
お知らせがあります。  
安心の出会い系サイト。  
<http://oooo.jp/kihigh>

あなたは、URL をクリックしました。左の【図1】に続いて【図2】の画面が現れました。「携帯電話情報を送信しますか？」と聞かれたら、あなたはどうしますか？

これは、「あなたの携帯電話の**個体識別番号**\*を送信しますか？」という意味です。

迷惑メールでURL が張ってあるものは、怪しいと思ってください。右のように「YES」、「NO」を選ばせるものは、どちらを選んでも、入会の画面が現れる可能性があります。

すでに学習したように、このような画面が出たら、ネットへの接続を切断するか、携帯電話の電源を切ってください。そして、その迷惑メールを削除しましょう。

【図3】の入会の画面が出て、「会員登録」と「利用代金の請求」がされています。入会するかどうかを聞かずに、いきなり入会手続き完了と言いき、さらにお金まで請求しています。このような請求は、不当な請求です。無視してかまいません。

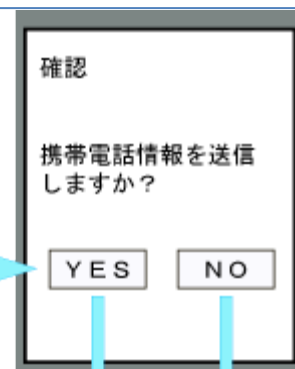
個体識別番号から個人が特定される可能性は否定できません。ただ、不特定多数に迷惑メールを送りつけている業者が、あえて手間のかかることはしないと考えられます。【図3】のような画面に驚き、業者の連絡先を探してメールや電話で問い合わせをすることは危険です。

右のように、一度クリックしただけで、入会登録してサービスを利用したと決めつけ、登録料や利用料を請求する詐欺のことを、**ワンクリック詐欺**といいます。また、全く身に覚えのない請求を**架空請求**と呼び、サイトにはアクセスしたけれど、入会していないのにお金の請求をされたといったものを**不当請求**と呼びます。

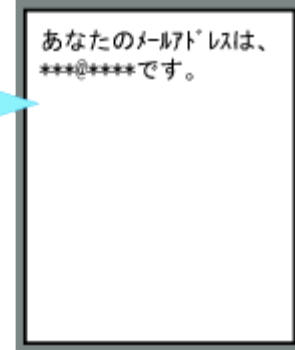
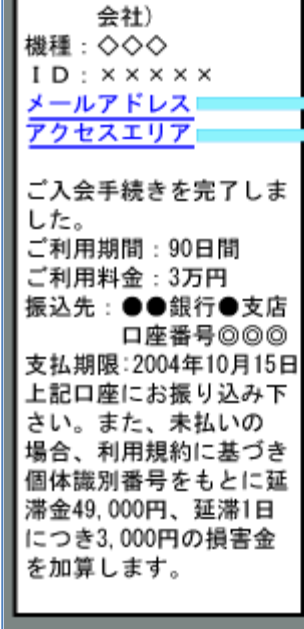
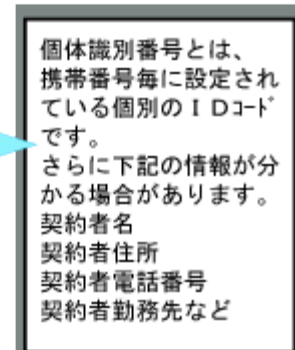
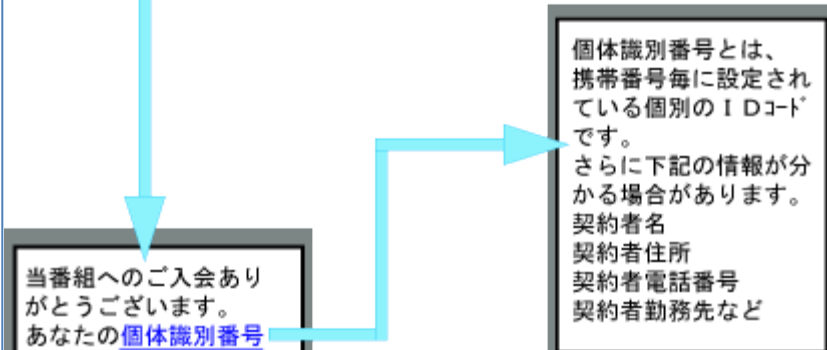
【図1】



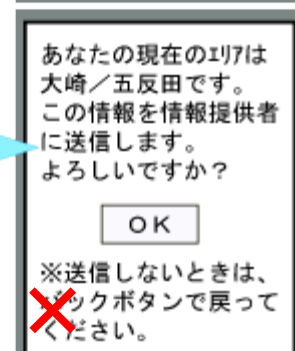
【図2】



YESもNOも同じ画面に！



【図3】



国民生活センター ([http://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/click\\_mobile.html](http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/click_mobile.html)) 2009.8.3

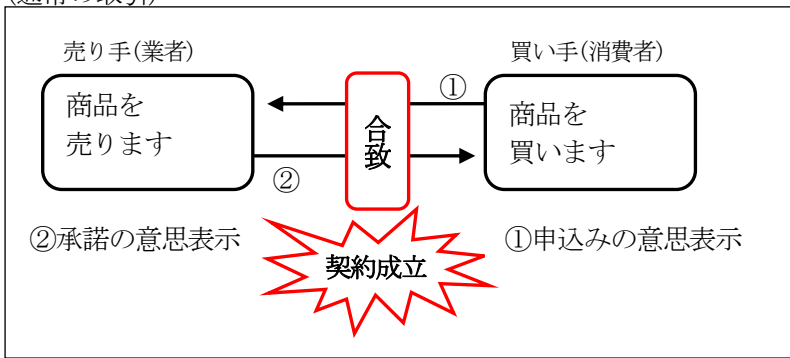
**用語** 個体識別番号……キャリア（携帯電話会社），携帯電話ごとにつけられている「識別番号」のことです。他の識別番号とは重複しません。



## Step! (法律編)

ワンクリック詐欺は、皆さんが一度クリックしただけで何の説明もないまま、「会員登録をしました」、「利用料を支払ってください」と、私たちの意思を無視して勝手に契約を進めていきます。契約は「申込みの意思表示」と「承諾の意思表示」の合致がなければ成立しません。「会員登録をしますか?」と聞かれて、「会員登録をします」(申込みの意思表示)と「会員登録を受け付けました」(承諾の意思表示)があって、初めて契約が成立するのです。

(通常の取引)

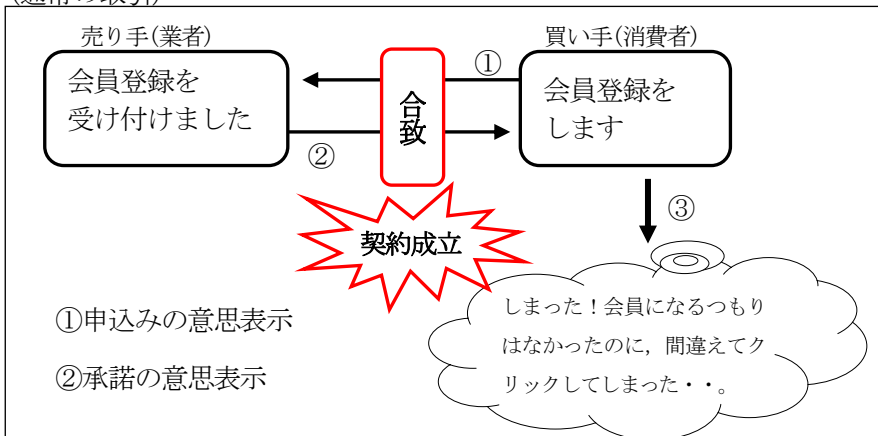


通常の取引では、①「商品を買います」という申込みの意思表示と②「商品を買います」という承諾の意思表示が、合致して初めて契約が成立します。



申込みの意思表示をしても、重要な部分に思い違い(錯誤)があり、自分の気持ちと異なる意思表示をしてしまった場合は、その意思表示は錯誤により無効となります(民法 95 条)。ただし、意思表示した人に重大な過失(落ち度)がある場合は無効を主張できない(同条ただし書)とされています。

(通常の取引)



通常の取引では、①「会員登録をします」という申込みの意思表示と②「会員登録を受け付けました」という承諾の意思表示が、合致すれば契約が成立します。③「勘違いして」会員登録をしても契約は成立します。

何とかならないものか…

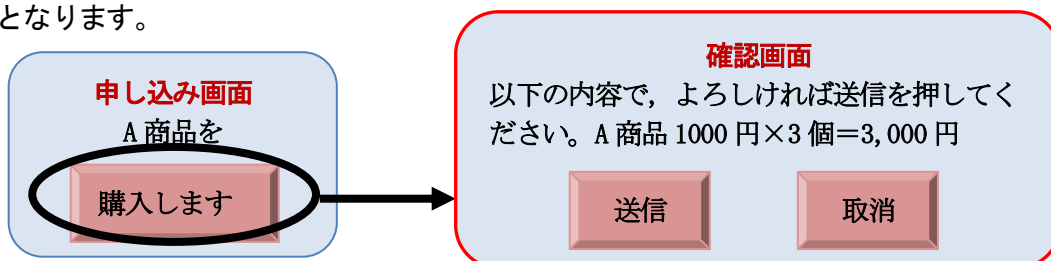


そこで、平成13年に電子消費者契約法が制定されました。電子消費者契約法とはインターネットや携帯電話を介した取引(電子商取引)などにおける(ア)消費者の操作ミスの救済、(イ)契約の成立時期の転換などを定めたものです。

### (ア) 電子商取引などにおける消費者の操作ミスの救済

〔事業者が取るべき措置〕

事業者は、消費者が**申込みボタン**を押した後に、入力した申込み内容を一度**確認させるための画面**などを用意しなくてはなりません。また申込みボタンを押す=購入(有料)であるということを、ボタンを押す前にわかるように明示しなくてはなりません。したがって、以下のような少なくとも2種類の画面が無ければ、契約は無効となります。



無効とは、法律の効果・効力がはじめから無かったこととすることです。契約を無効とするとは、契約がはじめから無かったこととするという意味です。

6. ネットショッピング・ネットオークション

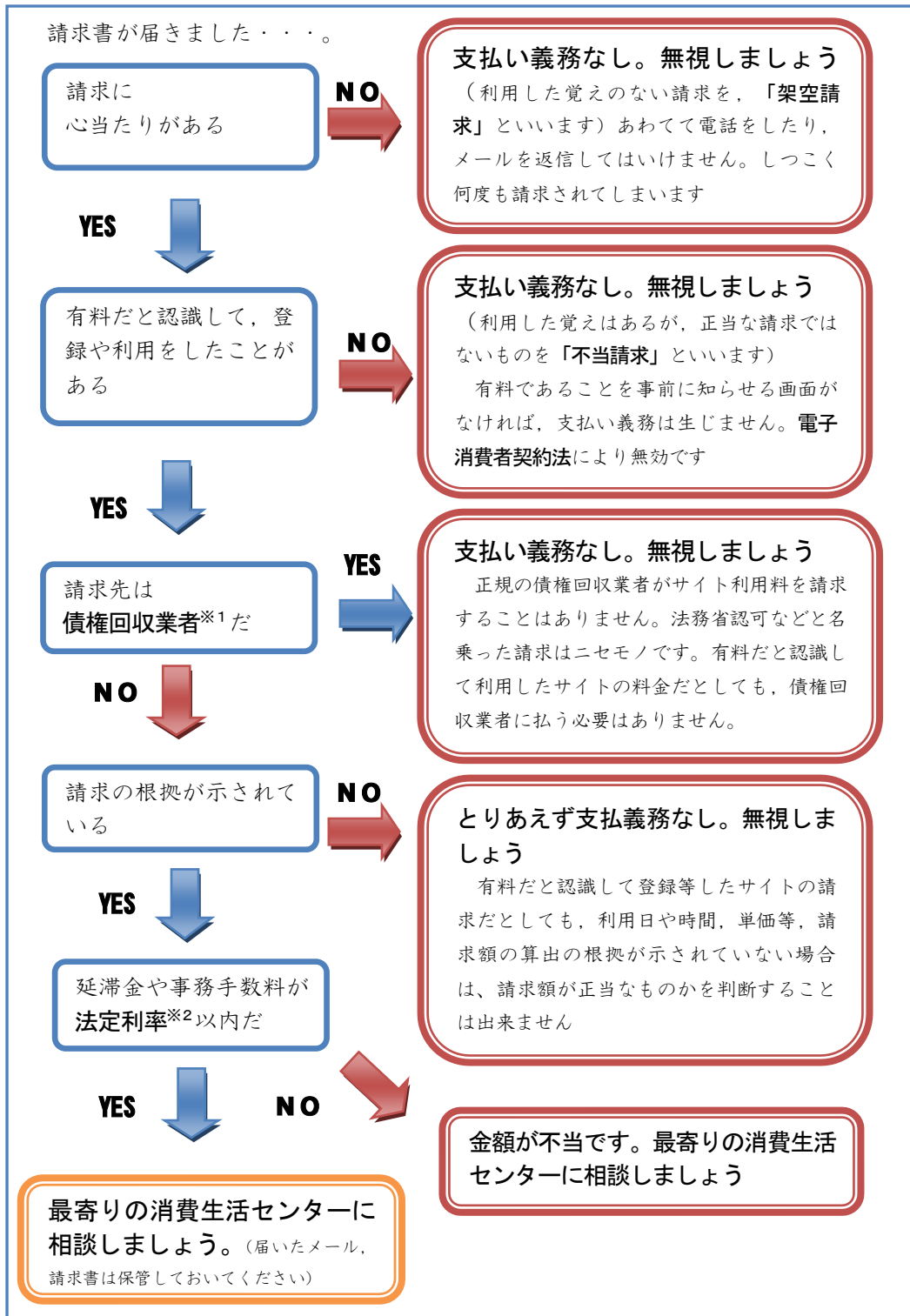
(イ) 電子商取引などにおける契約の成立時期の転換

〔事業者が取るべき措置〕

電子契約では、事業者側の申込み承諾の通知が消費者に届いた時点で契約成立となります。注文・申込みがあった場合、申込み承諾の連絡をし、かつそれが申込み者に届かないと（法律上では）契約成立となりません。

 **Jump! (情報社会へ)**

〔こんな時どうする〕



債権回収業者※1

金融機関等の委託を受けて、債権の回収を有料で行う業者のこと。サービスともいう。「債権管理回収業に関する特別措置法」により法務大臣の許可が必要でサイト利用料の請求はできない。法務省が所管する。

法定利率※2

支払義務がある場合でも、消費者契約法により、年 14.6 % を超える遅延損害金の請求のこと。

練習問題

- 次の文章で正しいものには○を、間違っているものには×をつけなさい。
- (1)「携帯電話情報を送信しますか?」と聞かれた。「YES」、「NO」どちらでも変わらないと聞いたので、「YES」を押した。( )
  - (2)ワンクリック詐欺とは、一度クリックしただけで、会員登録や支払いの義務が生じたように、消費者をだます行為である。( )
  - (3)通常取引は、事業者の「売ります」という意思表示と消費者の「買います」という意思表示が合致した時点で成立する。( )
  - (4)通常取引において、勘違いして商品の数量を多く頼んでしまった。この契約は無効である。( )
  - (5)電子商取引において、1個注文したのに、2個注文したことになってしまった。この契約は無効である。( )
  - (6)電子商取引においては、「申し込み画面」と注文内容を「確認できる画面」を用意しておかなければ、その契約は無効である。( )
  - (7)電子商取引において、消費者が注文をした後に、事業者が承諾の通知をしなれば契約は成立しない。( )

## 7. 電子メール

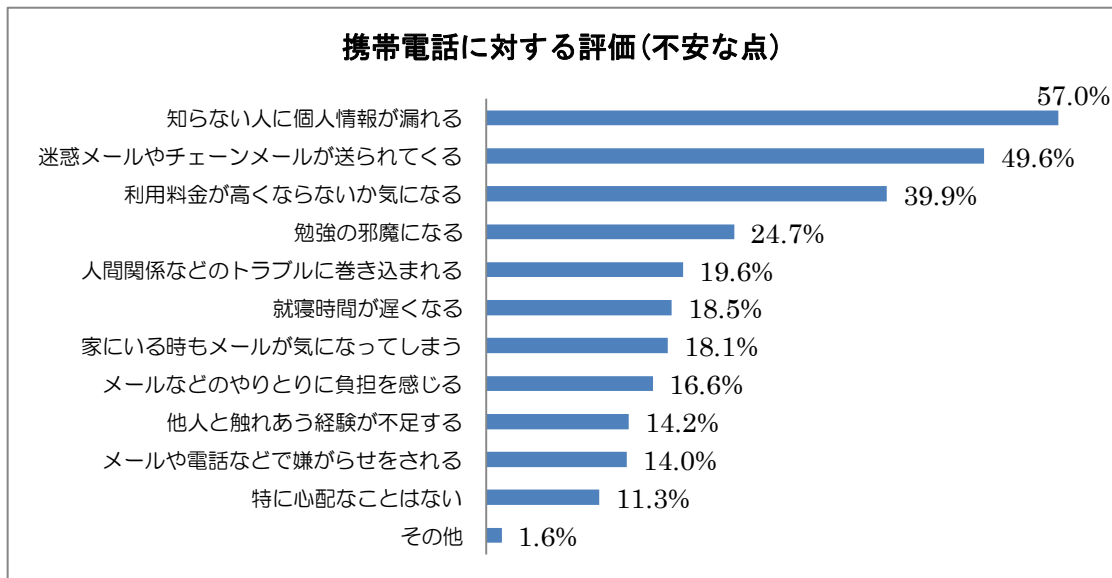


### 7. 電子メール

—自分の時間を大切にしよう—

携帯電話を使う上で、高校生が不安に感じていることをまとめたものが下のグラフです。「特に心配なことはない」と答えた生徒は、全体の11.3%でした。つまり、それ以外の約90%の人達が、何らかの不安を感じながら携帯電話を使っていることになります。

「知らない人に個人情報漏れる」、「人間関係などのトラブルに巻き込まれる」という不安については、「3 インターネットの利用 プロフ」(14ページ)と、「5 掲示板」(29ページ)の章で取り上げ、個人情報の大切さと、誹謗中傷をしてはいけないこと等について考えました。このテキストの最後の章では、下のグラフにあるそれ以外の点について取り上げ、これから携帯電話(以後、ケータイ)とどのように付き合ったらよいかを考えてみましょう。



(文部科学省「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」平成20年)

### ■迷惑メール

下のようなメールが届いたことはありませんか？

差出人 spam\_Mail  
日時 2009/11/26 10:25:23

登録無料、退会自由で安心のシステムです。入会すれば、無料でゲーム遊び放題です。まずは空メール返信で登録をしてください。

返信 削除 もどる

差出人 spam\_Mail  
日時 2009/11/26 10:38:35

電話で話をするだけで、今なら12000円分のポイントがもらえます。まずは無料登録をしてください。ご不要な方はそのまま返信してください。

返信 削除 もどる

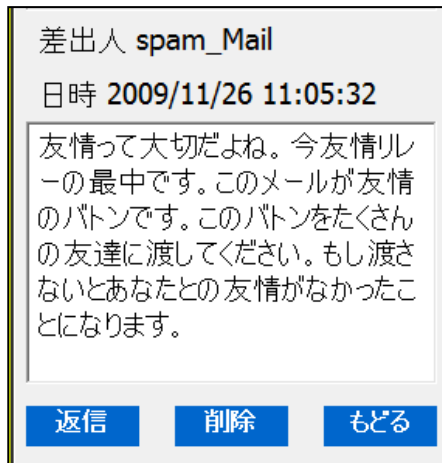
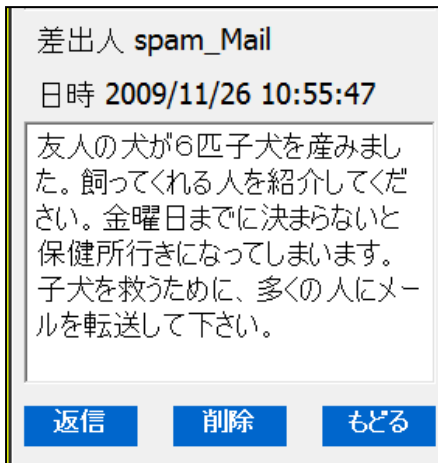
心当たりのないメールで、返信を要求するメールは、無視じゃ！！



【対処】無視してください。うかつにメールを返信すると、メールアドレスが漏れ、今後、いろいろな迷惑メールが届くことになります。

7. 電子メール

■チェーンメール（メール転送を要求するメールです）



【対処】無視してください。送り主は、あなたのメールアドレスを確認し、困らせることが目的です。

■他にもこんなメールもあります。注意してください。

題 名	内 容
当選おめでとう(^_^)/	新製品ゲームのモニターにあなたが選ばれました。ゲームの感想をメールするだけでソフトを無料で差し上げます。返信メールで名前と住所を登録してください。
会員様向け配信	「チャットでデート」の会員情報をメール送信希望者にお送りしております。不要な方・18歳未満の方は返信してください。
連絡ください	新しいケータイにしたので、アドレスが変わりました。私が誰かわかるよね？返事ください。
入会確認メール	当サイトにて会員の仮登録がなされています。この仮登録状態ではサーバに負荷がかかり損害が生じます。速やかに返信して、登録または退会の手続きをしてください。
利用料の支払いについて	この携帯からの有料サイト接続利用料金2万円が支払われておりません。法的処置を取ると同時に、アダルトコンテンツご利用内容を、自宅又は勤務先へ書面にて送らせていただきます。
おもしろいページ	おもしろいページを見つけたよ。このページを見てね。 <a href="http://OmorO!OmorO!/big/fun.html">http://OmorO!OmorO!/big/fun.html</a>
音楽ダウンロード無料	無料で音楽をダウンロードできます。今月限定だから急いで！ <a href="http://Musicfuns/free/lovely.html">http://Musicfuns/free/lovely.html</a>
グリーティングカードを送ろう♪	友達の誕生日にグリーティングカードを送ろう！友達の誕生日、名前、メアドを入力するだけ。このページを見てね。 <a href="http://WakuDoki/kinenB/free.html">http://WakuDoki/kinenB/free.html</a>



## 7. 電子メール

### ■なりすましメール（メールや電話などで嫌がらせをされる）

他の誰かになりすましてメールを送りつけるものです。「(3)ネットは匿名ではありません」(6ページ)で詳しく取り上げました。他人の名前でメールを送っても、誰が送ったかは簡単に特定されます。

題名	内容
〇〇はイヤな奴	〇〇はごう慢で、自慢ばかりで、聴きたくもない話しかできない。ありえな〜い、超最悪。みんなで無視しよう(ーー)。

【対処】 まず、落ち着いてください。このメールの送り主は、必ずしも送信者本人ではないかもしれません。まず、届いたメールを保存してください。そして、先生か保護者に、このようなメールが届いた事実を伝えてください。

特定の人を無視することは、「いじめ」です。あなたが、このメールに同調して誰かを無視した場合、あなたも「いじめ」をした人間の仲間です。また、こんなメールが届いたのに、見て見ぬふりをして黙っていることも「いじめ」を許したのと同じです。クラスメイトから無視されたら、どんな気持ちになるのかよく考えてみましょう。

調子に乗るなよ	最近目立ち過ぎるよ、気をつけな、みんな味方だと思っていると後悔するよ。でも、もう遅いけどね。
---------	--

【対処】 このような内容を文字で読むのは、直接言われるよりもさらにつらいものです。このメールの送り主は、必ずしも「送信者」ではないかもしれません。まず、届いたメールを保存してください。そして、先生か保護者に、このようなメールが届いた事実を伝えてください。

人間関係についての悩みを、先生や保護者に相談するのは勇気がいります。「あの先生にこんなことを相談しても、何にもならない」と考えてしまいがちです。しかし、学校の先生の回りには、カウンセラー、医者、警察、補導員、地域の人達、他校の先生など、たくさんの「専門家」がいます。先生をひとつの「窓口」と思って、思い切って相談してみてください。必ずよい方向に向かうはずですよ。

### ■ケータイの利用料金について

携帯電話会社によっては、定額で無制限にインターネットやメールを使用できる場所もあります。しかし、いくら使ってもよいという気持ちから、一日の大半をインターネットやメールのやりとりに費やす「**ケータイ依存症**」になりかねません。家計をやりくりしながら、皆さんのケータイの利用料金を払ってくれている家の人のことを考えましょう。計画的に節度あるケータイの利用を心がけ、ケータイの料金契約は従量制(利用しただけ支払う)にして、自分のこづかいの範囲内で支払うという気持ちを持って欲しいと思います。そのような「**コスト意識**」を高校生の段階から持つことは、将来、社会人になった時に、きっと役立つことですよ。



## 7. 電子メール



### もう少し考えてみよう

先ほどの文部科学省の調査では、ケータイは「他人とふれあう経験が不足する」と答えた生徒が 14.2% います。おそらく、ケータイをあまり使っていない生徒でしょう。確かに、ケータイはメールでも電話でも、人と直接に話をするわけではありません。しかし、インターネットに接続して、ブログで自己紹介をしてコメントをもらったり、掲示板で意見交換をしたり、ブログやリアルに日記を書いたりして、会ったこともない他人とふれあうことができます。ケータイを通じて、知り合いになり直接会ってしまうケースもあります。このようにケータイは、便利だけど、他の知らない誰かとつながる危険な道具だということを忘れないようにしましょう。

それでは、グラフで挙げられている残りの項目、「勉強の邪魔になる」「就寝時間が遅くなる」「家にいるときもメールが気になってしまう」「メールなどのやり取りに負担を感じる」について考えていきましょう。

ケータイでインターネットに接続してゲームをしたり、メールを送ったりすると時間があっという間に過ぎていきますよね。明日までにやらなければならない宿題があったのに、机に向かった途端に、友達からメールが届いてしまい、やり取りをしていたら、結局真夜中になってしまった。明日の朝、早く起きてやろうと思ったけれど、起きることができなかった。そして、次の日、宿題をやって行かなかったので、先生に怒られてしまった。先生に怒られてイライラしてしまい、家に帰って友達にグチをメールで送った……。以下、エンドレス……。

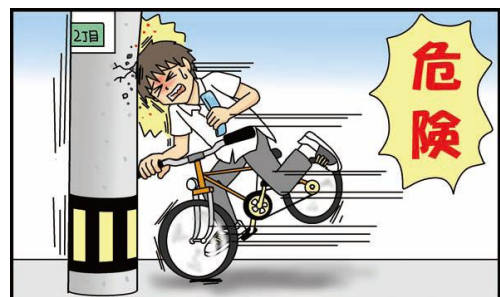
メールとどのように付き合っていったらよいのか、次のページで考えていきましょう。



### 「自転車の乗り方に気をつけよう」

最近、自転車の事故が増えています。特に、携帯電話で話をしたりメールをしたりして、前をよく見ないで事故を起こすというケースが増えています。自分が被害者になることはもちろん、万が一、人にぶつかってケガをさせた場合などは、多額の賠償金を支払わなければなりません。

携帯電話で話したり、メールをしたりしながらの運転は、道路交通法で禁止されています。罰則も「5万円以下の罰金」となっており、お巡りさんに止められて、罰金を支払うように言われても文句は言えません。登下校中にどうしてもケータイを使いたくなったら、安全な場所に自転車を停めてから使用しましょう。

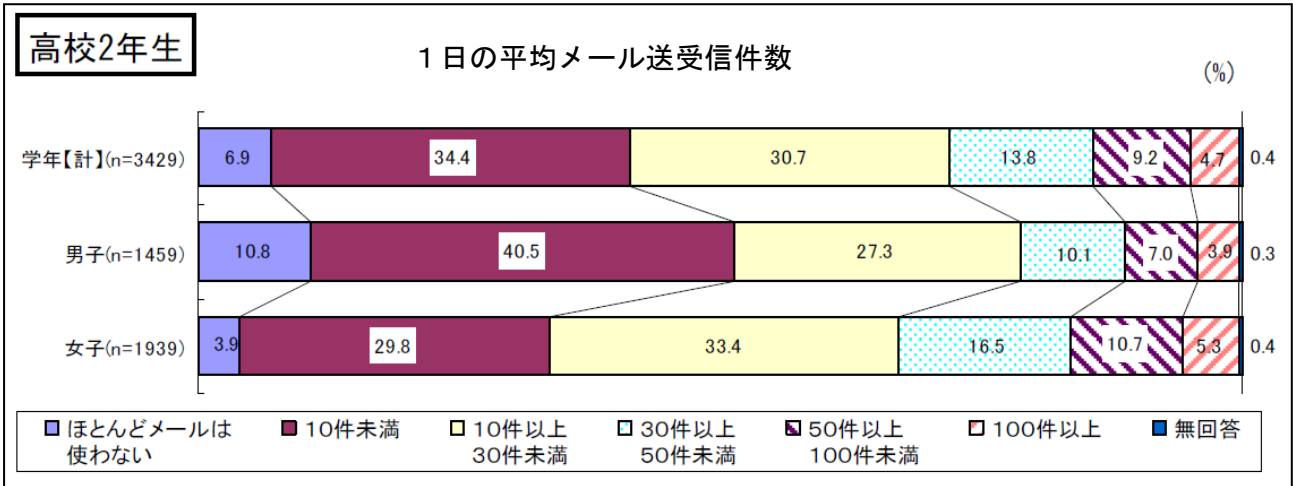


©MIAU 2008

7. 電子メール

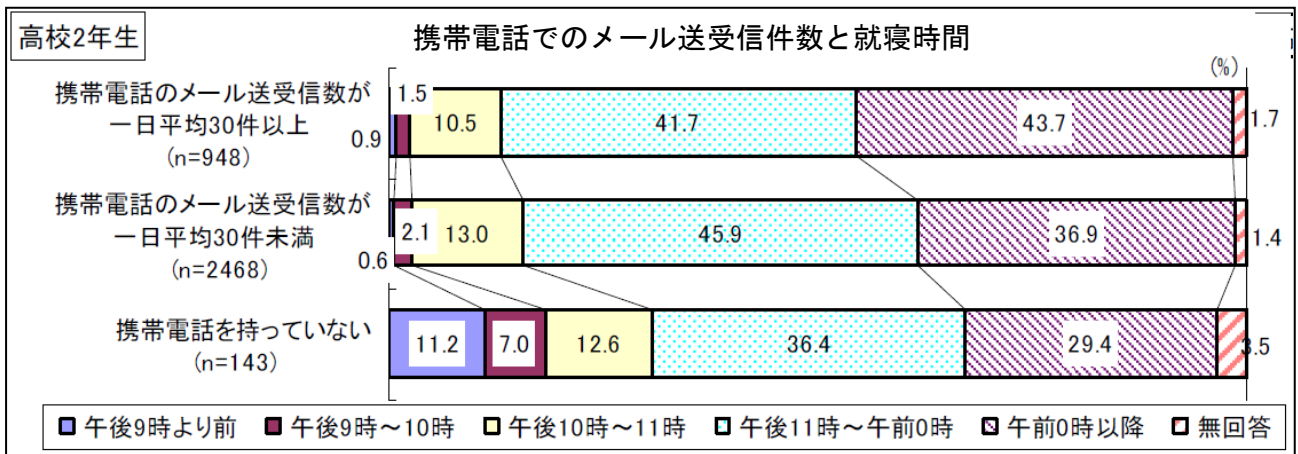


皆さんは、ケータイのメールを1日にどのくらい利用しますか？文部科学省の調査（高2対象）では、下のグラフによると、58.7%の生徒(全体)が10件以上のメールのやりとりをしています。30件以上のメールのやりとりをしている生徒は28%います。4人に1人は、一日に約30回以上はケータイを見ている計算です。さらに、50件以上100件未満では9.2%，100件以上では4.7%となります。クラス40名のうち、5.5人は50回以上はケータイを見ている計算です。皆さんは、下のグラフのどのあたりに入りますか。



(文部科学省「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」平成20年)

メールの送受信件数が増えるにつれ、就寝時間が遅くなるのが下のグラフからわかります。



(文部科学省「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」平成20年)





## Step! (メールは便利だけど..)

ケータイのメールはとても便利です。電話で連絡をした場合、相手が忙しいと、電話に出ることができません。後から電話をしようと思っても、忘れてしまうことがよくあります。メールであれば、とりあえず用件を書いてメールを送り、受け取った相手は後からそのメールを確認すればよいのです。急ぎの用事でなければ、これで足ります。また、連絡することを忘れることもなく、とても便利です。

相手に面と向かって言えないことも、メールだと言えたり、毎日のちょっとした出来事や感じたことなどを、送るのも楽しいものですね。

ただ、メールを送ってすぐに相手から返事が来ないと、「何か気に障ること書いたかな?」、「もしかしたら、嫌われてるんじゃないか?」と不安に思うことがありますか。だから、相手に気をつかって、こんな「暗黙のルール」を決めていますか?

- ・メールが来たら、すぐに返すことがルールになっている。
- ・メールへの返事が、3分以内に来なければ無視したことになる。

メールを読んだら、すぐに返事を書く。相手もまたすぐに返す。「自分の返信で終わりにしなきゃ」と思い、とにかく返事を書き続ける。気がつくと、深夜になっている…。もしかしたら、友だちは他のことをしたいと思っているかもしれません。

### 矢理杉めいるちゃん1





### 矢理杉めいるちゃん2



©MIAU 2008

### 矢理杉めいるちゃん3



©MIAU 2008





## Jump! (お互いの時間を尊重しよう)

ケータイのメールばかりに気を取られていると、他の「やるべきこと」をやる時間がなくなってしまいます。食事中にケータイをいじっていて親に怒られたり、寝る時間を削ったりして、授業中に居眠りをしてしまい、学校で先生に怒られたり。友達と会っておしゃべりしていても、別の友達からのメールに気を取られて、目の前の友達が不機嫌になってしまったことはありませんか。こういったことが重なると、1日の時間がうまく使えなくなり、メールに振り回される毎日になっていきます。

友達とメールのやりとりをしてはいけないわけではありません。毎日、やるべきこととのバランスがとれる範囲で、節度を持ってメールと付き合うことが大切です。

次の方法を試してみましょう。

### 1. 終わりにできない時は、「今の時間」をメールで報告

なかなか「終わり」を切り出せないときにオススメなのが、今の時間をメールで報告することです。「あ、もう〇時なんだ」というような感じでメールを送れば、そのあと「夜も遅いし今日はそろそろ寝る？」という、やり取りを終わらせる話題にしやすいのではないのでしょうか。

「11時になったね」というように、毎時0分に時報をまねてメールで報告するというのもひとつの手です。時間を話題にするよう普段から心がければ、いつの間にか時間が過ぎていることに気付かないということも、少なくなるでしょう。

### 2. 午後10時以降は、マナーモードに

思い切って午後10時以降（または寝る前2時間）はマナーモードにして、メールの着信に気付きにくくするというのもよい方法です。最初から友達に「午後10時以降はメールはしないように、親に言われている」といって、夜届いたメールは翌日にゆっくり返信した方が、時間も無駄なく使えます。

### 3. 「続きは明日にしよう」が言える勇気

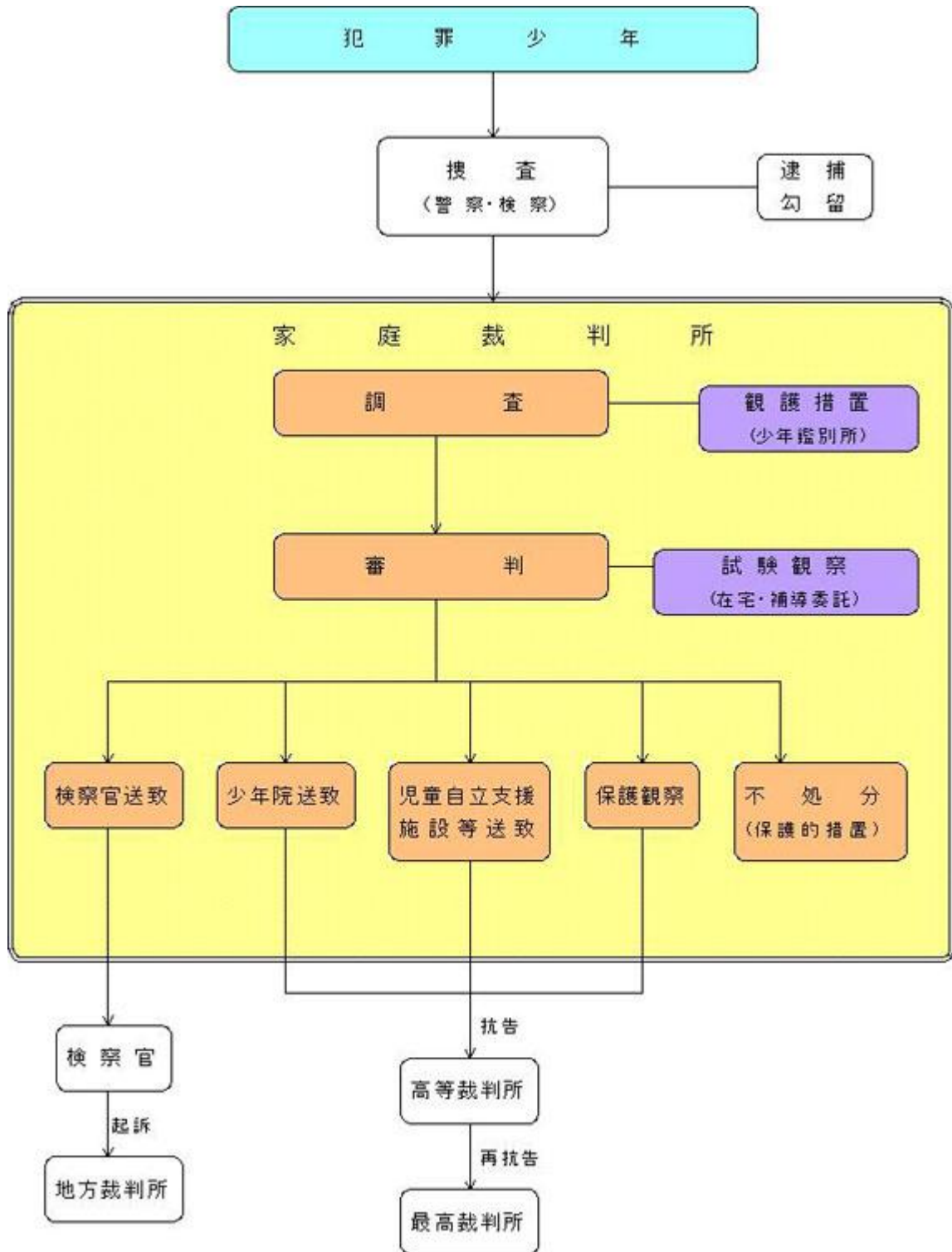
「自分の返信で終わらせたい」と思う人は多いと思います。しかし、もともとメールは相手に文字でわかりやすく用件を伝えるための手段ですから、用件が済んでいれば、自分の返信で終わらなくても、相手に「失礼」になるということはありません。どうせ1対1なのですから、自分が最後になる確率は1/2しかないのです。それよりも、今特に話さなくてもいい話題の時に話を切り上げて「続きは明日にしようか」と相手にメールできる勇気を持ちましょう。



※この章は、インターネット先進ユーザーの会(MIAU)が作成した情報リテラシー教育のためのテキスト「“ネット”と上手く付き合うために」(2008)を基に作成した。

©MIAU 2008

### 少年審判手続きの流れ (典型的な例)



(裁判所ホームページより「少年審判手続きの流れ」)

[http://www.courts.go.jp/saikosai/about/iinkai/zinsokuka\\_kentoukai/01/siryo4-6.html#top](http://www.courts.go.jp/saikosai/about/iinkai/zinsokuka_kentoukai/01/siryo4-6.html#top)

## 子どもの携帯電話等の利用に関する調査結果について【ポイント】

平成21年5月15日  
文部科学省生涯学習政策局  
参事官(学習情報政策担当)付

### 1. 趣旨

子どもたちの携帯電話の利用実態や意識等について、児童生徒とその保護者及び学校を対象として調査を実施し、今後の取組推進のための基礎資料を得る。

### 2. 調査方法

無作為抽出した学校を対象として、調査票を郵送・回収。  
児童生徒と保護者に対しては、学校経由で調査票を配布・回収。

《調査対象》

- ・全国の小学6年生、中学2年生、高校2年生（合計：16,893人、回収率：61.8%）
- ・当該児童生徒の保護者（合計：16,893人、回収率：56.4%）
- ・全国の小・中・高等学校（合計：5,000校、回収率：43.5%）

《調査期間》平成20年11月21日～平成20年12月15日

### 3. 調査結果の概要

○結果掲載サイト ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/21/05/1266484.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/05/1266484.htm))

#### (1) 子どもたちの携帯電話等の利用状況や意識

○利用頻度等は学年が上がるにつれ増加。個人差も大きい。

(例) 携帯電話による1日平均のメール送受信件数

- ・「ほとんどメールは使わない」「10件未満」の合計：小6は74.8%、中2は38.0%、高2は41.3%
- ・「50件以上100件未満」「100件以上」の合計：小6は2.4%、中2は19.5%、高2は13.9%

○特に高2になると、情報発信手段としてもインターネットを積極的に活用。一方で、保護者は実態をあまり認識していない。

(例) 自分のプロフの公開

- ・したことがある高2：44.3%
- ・自分の子どもがしたことがあると思う保護者（高2）：16.5%

○携帯電話をよく使う子どもは、生活面への影響も見られる。

(例) 携帯電話による1日平均のメール送受信件数等と、普段の就寝時間

- ・午後11時までに就寝する割合（中2）は、1日30件以上の中2では25.3%、1日30件未満の中2では42.8%、携帯を持っていない中2では46.6%

○インターネットを使えない機種・設定にしているかフィルタリングを使用している割合は、小6：63.3%、中2：43.2%、高2：15.6%。なお、子ども本人名義での契約は、小6：4.4%、中2：10.2%、高2：24.7%。

○携帯電話を持っている子ども、よく使う子どもは、携帯電話を積極的に評価。

(例) 携帯電話を「よいことが多い」「どちらかといえばよいことが多い」と思う割合

- ・携帯電話を持っている子ども：小6は75.8%、中2は82.3%、高2は83.6%
- ・携帯電話を持っていない子ども：小6は44.4%、中2は59.1%、高2は46.9%



## (2) 家庭の環境との関係

○家庭において携帯電話に関するルールがある場合、保護者が子どもの携帯電話の使い方  
方に注意を払っている割合が多い。

(例)子どもに携帯電話の危険性や注意点を説明すること

- ・家庭でのルールがある保護者(小6) : 「注意を払っている」が 86.5%
- ・家庭でのルールがない保護者(小6) : 「注意を払っている」が 54.9%

○携帯電話に関する家庭のルールがある子どもは、利用マナーを身に付けている割合が  
多い。

(例)自分に来たチェーンメールを転送すること

- ・何らかのルールがある中2 : 「してはいけない」が 72.1%
- ・特にルールがない中2 : 「してはいけない」が 58.3%

○子どもの携帯電話の使い方  
に保護者が注意を払っている場合、その子どもに携帯電話  
の利用マナーが身に付いている割合が多い。

(例)友だちの住所や写真をインターネットの掲示板などに書き込むこと

- ・子どもの様子に気を付けている保護者の子ども(小6) :  
「してはいけない」が 90.8%
- ・そのほかの保護者の子ども(小6) : 「してはいけない」が 75.9%

○家庭でのコミュニケーションが多い子どもほど、トラブルにあったときに保護者に相  
談する割合が多い。逆に、コミュニケーションが少ない子どもほど、誰にも相談して  
いない割合が多い。

(例)トラブルにあったときに「保護者に相談した」割合(小6)

- ・家庭でのコミュニケーションが多い : 67.0%
- ・家庭でのコミュニケーションが少ない : 20.0%

(例)トラブルにあったときに「誰にも相談しなかった」割合(小6)

- ・家庭でのコミュニケーションが多い : 10.8%
- ・家庭でのコミュニケーションが少ない : 33.3%

○トラブルにあったときは、保護者や友だちに相談する割合が多いが、学年が上がると  
誰にも相談しないという子どもも比較的多くなる。

(例)「チェーンメールを送られた」割合

- ・保護者に相談する : 小6は60.2%、中2は32.6%、高2は19.0%
- ・友だちに相談する : 小6は29.1%、中2は34.9%、高2は36.3%
- ・誰にも相談しなかった : 小6は18.5%、中2は34.4%、高2は43.4%

### (3) 携帯電話の危険性等に関する学習経験との関係

○有害サイトやネットいじめの問題など携帯電話等の危険性についての学習経験は、「学校で教えてもらった」が各学年で最も多く（小6：52.8%、中2：79.9%、高2：78.4%）、小6は「保護者から教えてもらった」も多い（46.3%）。

○学習経験がある子どもは、フィルタリングを必要と思う割合が多い。

- ・学習経験がある小6：「必要」（条件付きを含む）が 75.1%
- ・学習経験がない小6：「必要」（条件付きを含む）が 62.5%

○学習経験がある子どもは、利用マナーが身に付いている割合が多い。

(例) 自分に来たチェーンメールを転送すること

- ・学習経験がある小6：「してはいけない」が 55.9%
- ・学習経験がない小6：「してはいけない」が 35.4%

○学習経験がある保護者は、子どもの使い方へ関心・注意を払う割合が多い。

(例) 子どもに携帯電話の危険性や注意点について説明する

- ・学習経験がある保護者（小6）：「注意を払っている」が 85.3%
- ・学習経験がない保護者（小6）：「注意を払っている」が 65.1%

○学習経験がある保護者の方が、携帯電話に関する必要な取組を求める割合が多い。

(例) 「フィルタリングの使用を徹底させること」

- ・学習経験がある保護者（小6）：59.2%、（中2）：55.5%、（高2）：38.9%
- ・学習経験がない保護者（小6）：37.8%、（中2）：32.3%、（高2）：24.9%

### (4) 学校における取組状況等

○携帯電話の利用に関する教育や、パソコンやインターネットに関する情報モラル教育に取り組んでいる学校が多い。

（小学校：89.0%、中学校：96.7%、高等学校：95.1%）

○学校非公式サイトやブログなどの書き込みを、教職員等が定期的に確認している学校は、中学校、高等学校では5割近くに達する。

（小学校：20.0%、中学校：45.1%、高等学校：49.3%）



## (5) 携帯電話の利用頻度別による分析

以下の区分により子どもをグループ化し、関連設問との集計・分析を実施。  
〔携帯電話の一日平均メール送受信件数〕と〔携帯電話からの一日平均インターネット利用時間〕について

- ①メール50件以上またはインターネット3時間以上：「高」
- ②メール10件以上50件未満またはインターネット30分以上3時間未満：「中」
- ③メール10件未満かつインターネット30分未満：「低」
- ④携帯電話を所有していない：「なし」

○利用頻度が高いグループほど、インターネットを使えない機種・設定にしているかフィルタリングを使用している割合が少ない。

(例) フィルタリングの使用状況

小6	高	56.3%	中	55.2%	低	67.0%
中2	高	32.0%	中	41.9%	低	54.6%
高2	高	9.2%	中	14.3%	低	26.3%

○利用頻度が高いグループほど、「特にルールは決めていない」と回答する割合が多い。

(例) 特にルールは決めていない

小6	高	37.5%	中	16.7%	低	19.5%
中2	高	38.0%	中	28.3%	低	24.0%
高2	高	56.5%	中	54.7%	低	48.9%

○子どもに持たせている保護者の中では、利用頻度の高い子どもの保護者のグループほど、携帯電話を積極的に評価する割合が少ない。

(例) 「よいことが多い」「どちらかといえばよいことが多い」と思う割合

保護者(小6)	高	42.9%	中	67.2%	低	70.9%	なし	38.7%
保護者(中2)	高	50.6%	中	56.5%	低	65.8%	なし	36.1%
保護者(高2)	高	62.4%	中	65.0%	低	70.4%	なし	41.7%

○利用頻度が高いグループほど、「チェーンメールを送られた」等のトラブル経験がある。

(例) チェーンメールを送られた経験がある

小6	高	34.4%	中	32.7%	低	16.1%	なし	2.0%
中2	高	75.4%	中	62.7%	低	43.7%	なし	16.1%
高2	高	66.2%	中	57.8%	低	44.7%	なし	16.1%

(例) 特にトラブルにあったことはない

小6	高	31.3%	中	50.7%	低	69.9%	なし	83.2%
中2	高	14.6%	中	25.4%	低	44.3%	なし	66.4%
高2	高	19.8%	中	26.3%	低	39.7%	なし	63.6%

## (6) 都市規模別による分析

○携帯電話の所有状況は、小学6年生と中学2年生については、大都市（特別区(東京23区)および政令指定都市)の子どもの方が所有率が高い。高校2年生については、都市規模による違いはほぼ見られない。

(例)携帯電話の所有状況

・都市規模別

小6： 大都市30.6%、郡部18.9%

中2： 大都市50.5%、郡部26.7%

高2： 大都市96.0%、郡部95.6%

○携帯電話を持った理由／持たせた理由は、大都市では「塾や習い事を始めたから」が多い。

(例)携帯電話を持った理由のうち「塾や習い事を始めたから」

小6： 大都市50.6%、郡部24.6%

携帯電話を持たせた理由のうち「塾や習い事を始めたから」

保護者（小6）： 大都市52.5%、郡部25.4%

○保護者に聞いたフィルタリングを使用していない理由は、郡部では「フィルタリングを知らなかった」「利用方法がわからなかった」が多い。

(例)子どもの携帯電話にフィルタリングを使用していない理由

・「フィルタリングを知らなかった」（保護者（小6））： 大都市15.9%、郡部40.0%

・「利用方法がわからなかった」（保護者（小6））： 大都市15.9%、郡部25.0%

## 4. 考察

○携帯電話をよく使う子どもは就寝時間など生活面への影響も見られる点に、留意する必要がある。

○携帯電話の利用に関して家庭のルールがある場合、子どもは利用マナーを身につけている割合が多い。他方で、ルールづくりが十分に行われていない家庭も見られる。また、保護者が認識している子どものインターネット利用経験と、実際の子どもの利用経験との間にギャップが見られる。これらのことから、家庭教育支援関連施策の活用等、取組の一層の充実が望まれる。

○小学校の段階から、携帯電話の利用について、適切な教育を行うことが望まれる。また、学校における情報モラル教育の一層の充実が望まれる。

○フィルタリングをしている子どもはしていない子どもに比べ、携帯電話に関わるトラブルを経験した割合が全般的に低くなっており、平成21年4月1日に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の趣旨も踏まえ、フィルタリングの普及が期待される。

# 索引

## あ行

ID	5
IPアドレス	30
アカウント	12
いじめ	41
一次情報	9
威力業務妨害罪	21,31
岩手県警察サイバー対策室	18,23
岩手県立県民生活センター	23
Wikipedia	10
ウイルス対策ソフト	3
占いの館（情報サイト）	11
SSL	12,34

## か行

架空請求	36, 38
画像悪用	16
基本4情報	11, 31
脅迫罪	21,31, 33
掲示板	29, 33
契約	37
ケータイ依存症	41
ケータイの利用料金	41
ゲームはおもしろい（情報サイト）	13
公衆送信権	25
口述権	26
公表権	25
個人情報保護法	20
個人情報保護方針	11,34
個人情報保護ポリシー	11,34
コスト意識	41
個体識別番号	30, 36
コンピュータウイルス	4

## さ行

サーバ	30
債権回収業者	38
自分の行動に責任を取る	32
氏名表示権	25
上映権	25
上演権・演奏権	25
肖像権	17
承諾の意思表示	37
譲渡権	26
情報の信ぴょう性	9
情報モラル	2
ストーカー	18
スパイウェア	4

## た行

チャット	33
著作権法	20, 24
著作財産権	25
著作者人格権	25
著作物	24
著作隣接権	27
著作隣接権者	27
出会い系サイト	16
デジタル万引き	28
電子計算機損壊等業務妨害罪	20
電子契約法	20
展示権	26
電子消費者契約法	37
電子メール	39
伝達権	26
テンポラリファイル	16
同一性保持権	25
東北総合通信局総合通信相談所	23

<b>な行</b>	
なりすまし.....	5,31
なりすましメール.....	41
二次的著作物の利用権.....	26
ネットオークション.....	34
ネットショッピング.....	34

<b>は行</b>	
パスワード.....	5
頒布権.....	26
フィッシングサイト（情報サイト）.....	13
フィッシング詐欺.....	12
フィルタリング.....	3
複製権.....	25
侮辱罪.....	17, 21,31
不正アクセス禁止等に関する法律.....	20
不正アクセス禁止法.....	5
不当請求.....	36, 38
プライバシー権.....	31, 33
プライバシーポリシー.....	11,34
フリーソフト.....	4
ブログ.....	14
プロバイダ.....	30
プロバイダ責任制限法.....	7, 21
プロフ.....	15
ヘッダー.....	7
放送事業者.....	27
法定利率.....	38
ホスト情報.....	35
翻案権.....	26

<b>ま行</b>	
名誉毀損罪.....	17, 21,31,33
迷惑メール.....	39
迷惑メール防止法.....	21
申し込みの意思表示.....	37
最寄りの警察署.....	23

<b>や行</b>	
Yahoo!Japan.....	34
やらせ.....	9
矢理杉めいるちゃん.....	44, 45
有害サイト.....	3
有害な Web ページ.....	10
ユーザエージェント.....	30
有線放送事業者.....	27

<b>ら行</b>	
レコード制作者.....	27
ログ.....	7

<b>わ行</b>	
悪口かくお君.....	6, 8
ワンクリック詐欺.....	36

### 【事件簿】

芸能人のブログに誹謗中傷.....	14
「タイマン上等」プロフへの書き込みに激高女子生徒.....	17
ネット関連事件プロフなど「非出会い系」にシフト.....	19
ネット掲示板に爆破予告した高校生.....	31
爆笑問題太田さん殺害予告.....	29
ブログに友達の悪口.....	14
「プロフで二股」高校生に集団暴行男女6人逮捕.....	19
プロフに個人情報 中3女子刺される.....	15
プロフに女子中学生の裸掲載 19歳少年逮捕.....	19
プロフに悪口 人違い少年に暴行 中3逮捕.....	19

## 【こんな時どうする？】

自分のプロフィール画像が、掲示板に張られて笑い物にされている……………	18
自分のプロフィール画像が、出会い系サイトに悪用されているのを見つけた……………	18
見知らぬ人にストーカーされている……………	18
個人情報(自分・家族・友人など)、誹謗中傷(悪口)が、掲示板に書かれているのを見つけた……………	32
掲示板(プロフィール)で知り合いになり、あう約束をしてしまった……………	32
ワンクリック詐欺(架空請求・不当請求)の被害にあいそうだ……………	38
迷惑メールで困っている……………	40
友達が夜遅くまでメールを送って来て困る……………	44